第７回エルゴナジー研究会

報告集

2005年2月19日

於　職業能力開発総合大学校

目　次

田中　萬年	戦後教育訓練の問題と結果	1
砂田　栄光	PPM 手法を活用した訓練評価手法構築の試み　第２報 －平成 13 年度から 16 年度までの指導員研修改善の経過－	7
植上　一希	専門学校の教育内容の検討　－「資格教育」の視点から－ 産業教育学研究第 35 巻 1 号に掲載した同タイトルの論文の原稿を再掲しています	12
村上　智広	セミナー開発・実施・評価レベルの向上に関する取り組み	22

エルゴナジー研究会
2005年2月19日

戦後教育訓練の問題と結果

田中　萬年
(職業能力開発総合大学校)

目　次

① 教育」目的の曖昧さ
② 能力」観の研究不足
③ 官僚の「長」となった教育行政
④ 労働権」に入らない
労働者の職業訓練
⑤ 職業選択の自由」という
責任転嫁
⑥ 職業と学問の分離
⑦ 徒弟制」への蔑視観
⑧ ILOの定義を無視した
職業訓練法」
⑨ 訓練税」思想の曲解
⑩ 科学・技術信奉」観の定着
⑪ 慣習の軽視と事大主義

児童･生徒の希望と夢

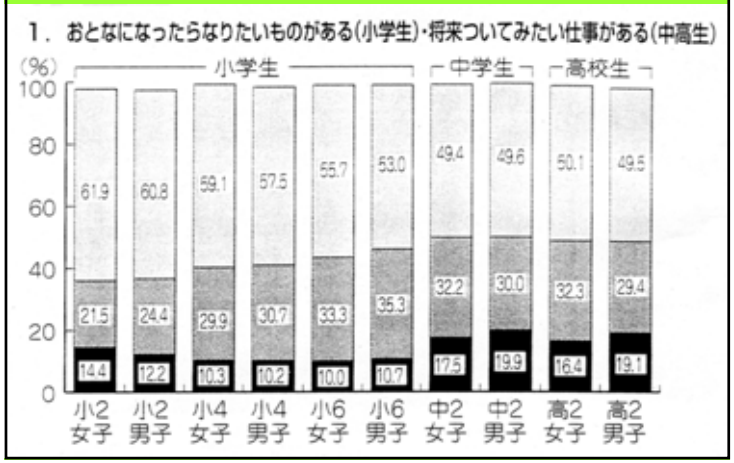

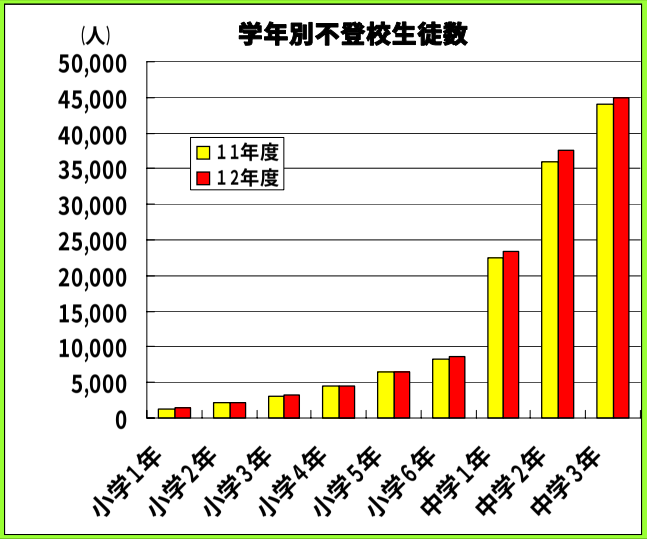

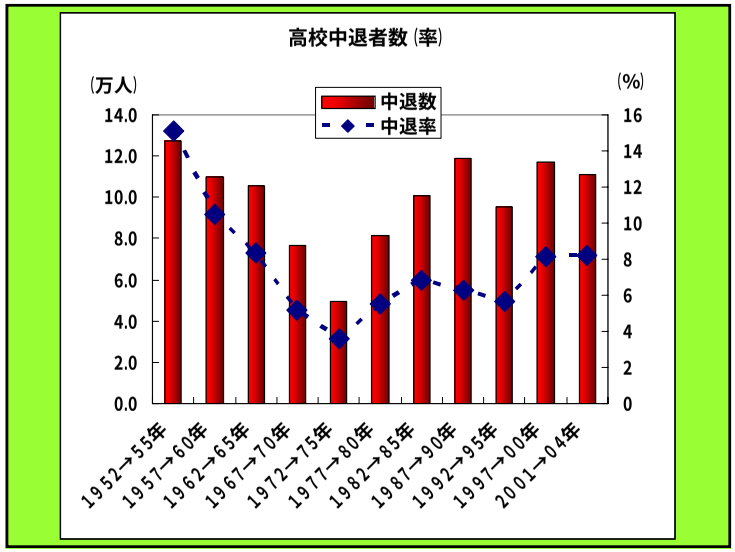
高校中退者数（率）
（万人）
（%）
中退数
中退率
14.0
12.0
10.0
8.0
6.0
4.0
2.0
0.0
16
14
12
10
8
6
4
2
0
1952→55年
1957→60年
1962→65年
1967→70年
1972→75年
1977→80年
1982→85年
1987→90年
1992→95年
1997→00年
2001→04年

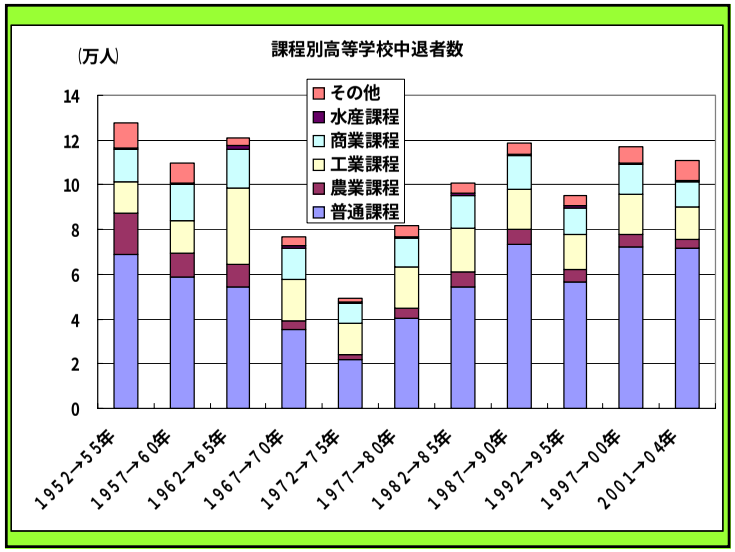
課程別高等学校中退者数
（万人）
その他
水産課程
商業課程
工業課程
農業課程
普通課程
14
12
10
8
6
4
2
0
1952→55年
1957→60年
1962→65年
1967→70年
1972→75年
1977→80年
1982→85年
1987→90年
1992→95年
1997→00年
2001→04年

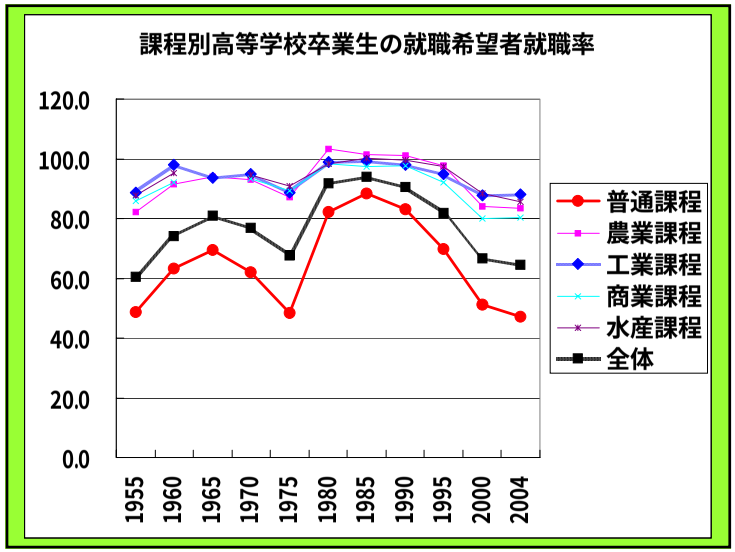
課程別高等学校卒業生の就職希望者就職率
120.0
100.0
80.0
60.0
40.0
20.0
0.0
1955
1960
1965
1970
1975
1980
1985
1990
1995
2000
2004
普通課程
農業課程
工業課程
商業課程
水産課程
全体

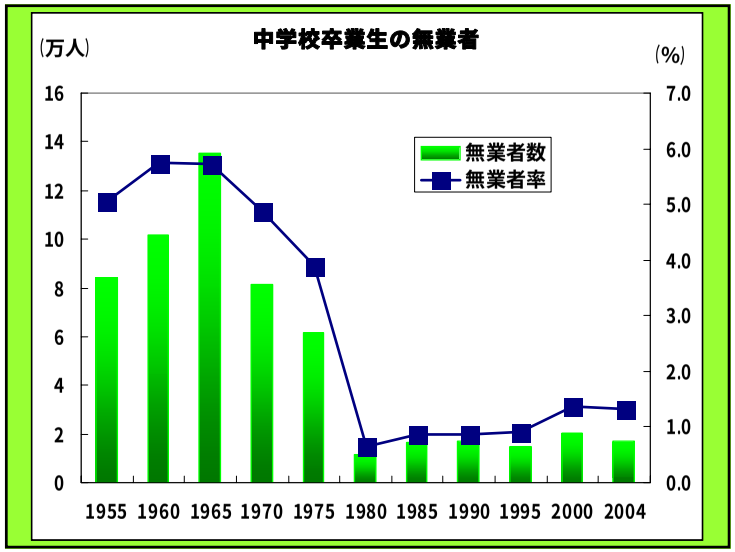
中学校卒業生の無業者
（万人）
（%）
無業者数
無業者率
16
14
12
10
8
6
4
2
0
7.0
6.0
5.0
4.0
3.0
2.0
1.0
0.0
1955
1960
1965
1970
1975
1980
1985
1990
1995
2000
2004

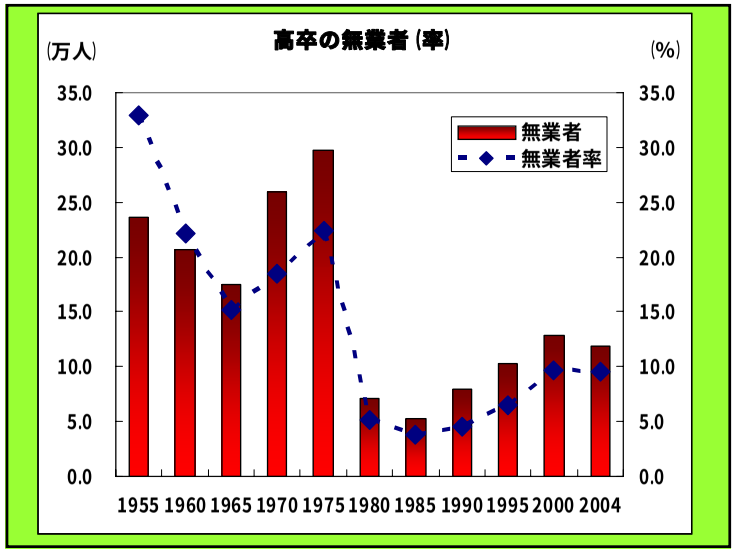
高卒の無業者（率）
（万人）
（%）
35.0
30.0
25.0
20.0
15.0
10.0
5.0
0.0
無業者
無業者率
1955 1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2004

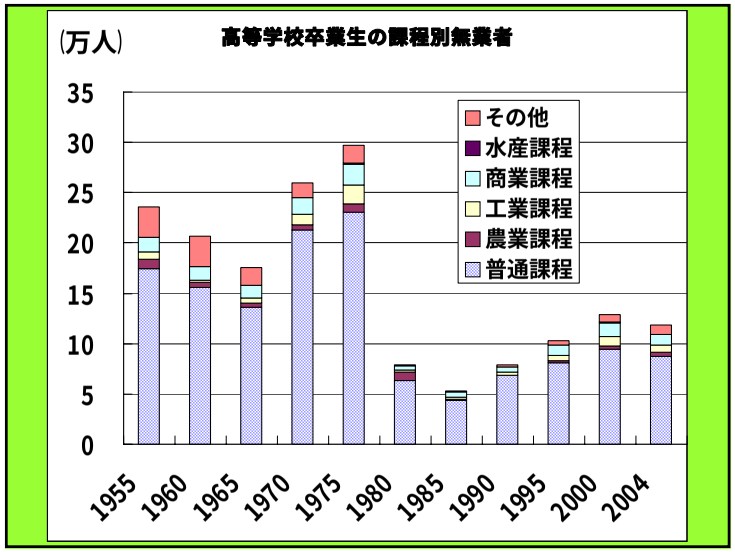
高等学校卒業生の課程別無業者
（万人）
35
30
25
20
15
10
5
0
その他
水産課程
商業課程
工業課程
農業課程
普通課程
1955 1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2004

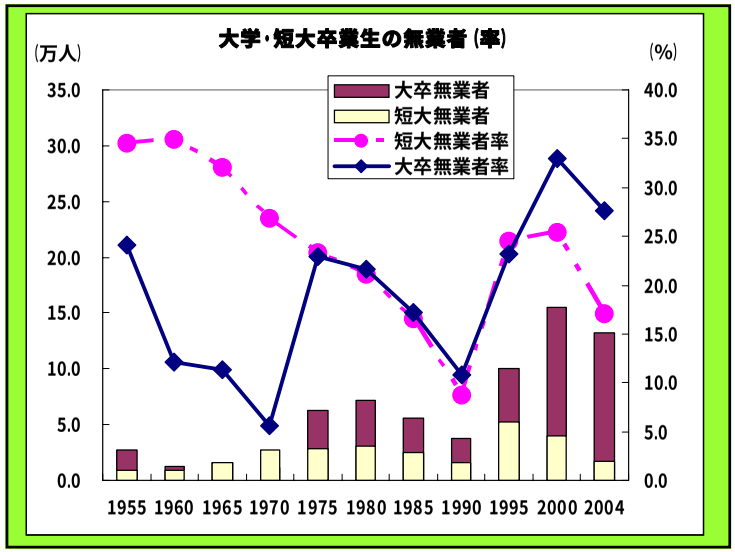
大学・短大卒業生の無業者（率）
（万人）
（%）
35.0
30.0
25.0
20.0
15.0
10.0
5.0
0.0
40.0
35.0
30.0
25.0
20.0
15.0
10.0
5.0
0.0
大卒無業者
短大無業者
短大無業者率
大卒無業者率
1955 1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2004

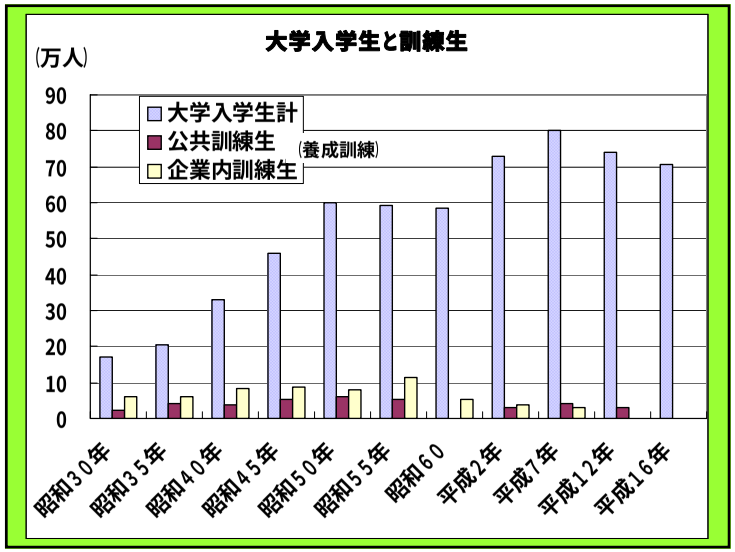
大学入学生と訓練生
（万人）
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
大学入学生計
公共訓練生
企業内訓練生
（養成訓練）
昭和３０年
昭和３５年
昭和４０年
昭和４５年
昭和５０年
昭和５５年
昭和６０
平成２年
平成７年
平成１２年
平成１６年

東京都立施設普通課程修了者の就職率

年齢階級別就職率			関連職種就職率	勤務形態	
～19歳	20～29歳	30歳～		常雇	
82.7	77.3	61.2	71.9		80.0%

ポリテクカレッジ修了生の職業訓練への評価

職業への評価	訓練の充実感			仕事への役立ち感			
	充実していた	あまり充実していなかった	その他	役立っている	どちらとも言えない	あまり役立っていない	不明
友人や教師との関係	61.7	31.0	7.3	41.4	33.3	23.5	1.9
実験・実習の経験	71.9	26.0	2.1	51.2	22.4	24.5	1.9
専門科目の学習	65.6	32.9	1.5	56.8	21.5	19.8	1.9
卒論・卒研の経験	49.0	48.2	2.8	26.5	27.4	43.9	2.2

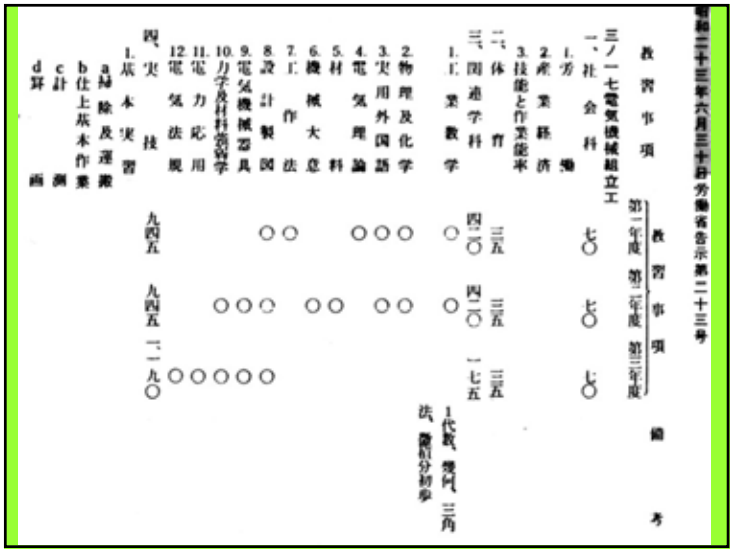

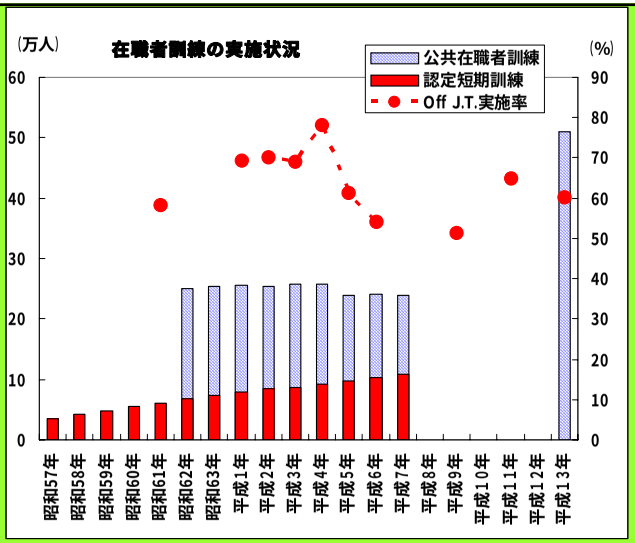

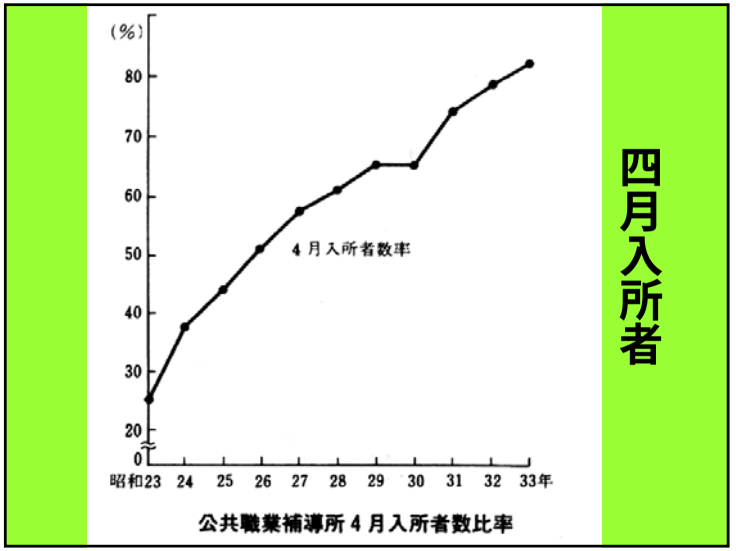

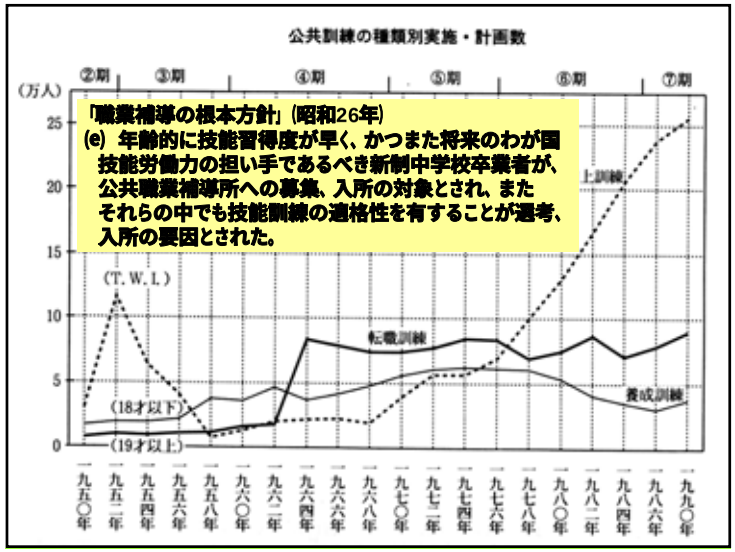
公共訓練の種類別実施・計画数
「職業補導の根本方針」(昭和26年)
(e) 年齢的に技能習得度が早く、かつまた将来のわが国技能労働力の担い手であるべき新制中学校卒業者が、公共職業補導所への募集、入所の対象とされ、またそれらの中でも技能訓練の適格性を有することが選考、入所の要因とされた。
(万人)
②期
③期
④期
⑤期
⑥期
⑦期
上訓練
(T.W.I.)
転職訓練
養成訓練
(18才以下)
(19才以上)
一九五〇年
一九五二年
一九五四年
一九五六年
一九五八年
一九六〇年
一九六二年
一九六四年
一九六六年
一九六八年
一九七〇年
一九七二年
一九七四年
一九七六年
一九七八年
一九八〇年
一九八二年
一九八四年
一九八六年
一九九〇年

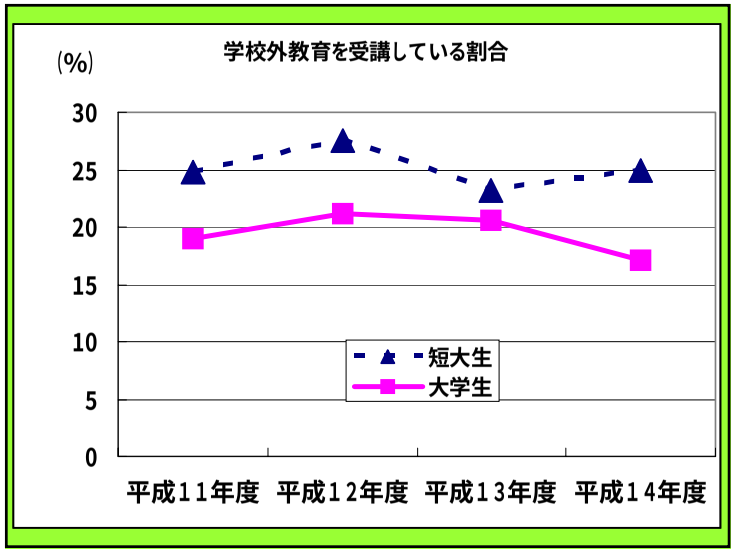
学校外教育を受講している割合
(%)
短大生
大学生
平成11年度
平成12年度
平成13年度
平成14年度

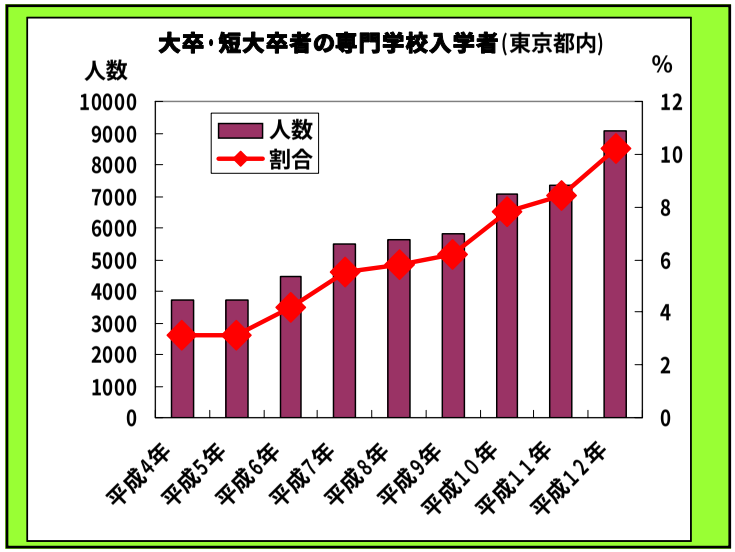
大卒・短大卒者の専門学校入学者(東京都内)
人数
%
人数
割合
平成4年
平成5年
平成6年
平成7年
平成8年
平成9年
平成10年
平成11年
平成12年

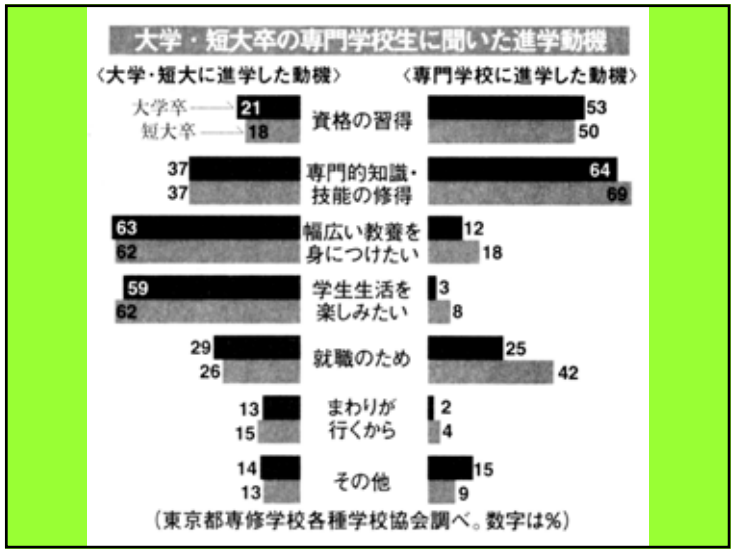
大学・短大卒の専門学校生に聞いた進学動機
〈大学・短大に進学した動機〉
〈専門学校に進学した動機〉
大学卒
短大卒
資格の習得
専門的知識・技能の修得
幅広い教養を身につけたい
学生生活を楽しみたい
就職のため
まわりが行くから
その他
(東京都専修学校各種学校協会調べ。数字は%)

大卒フリーター

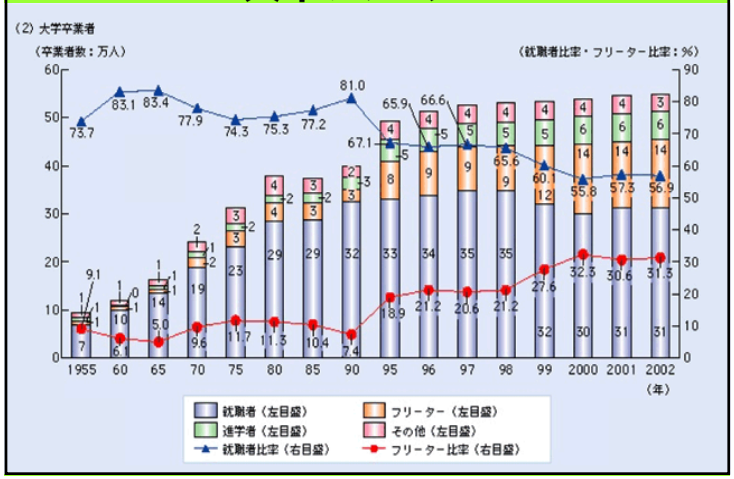

大卒者の職業訓練校入校

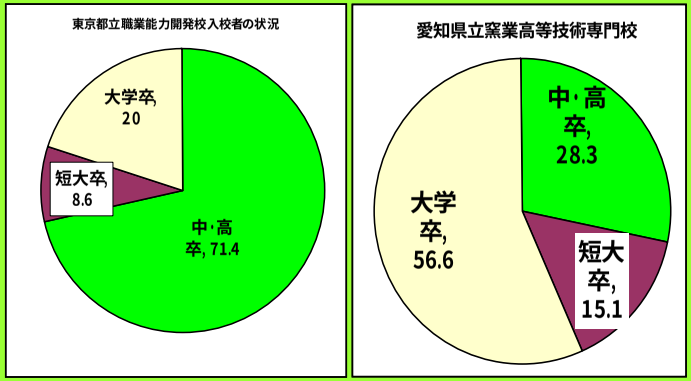

フランスの学校系統図

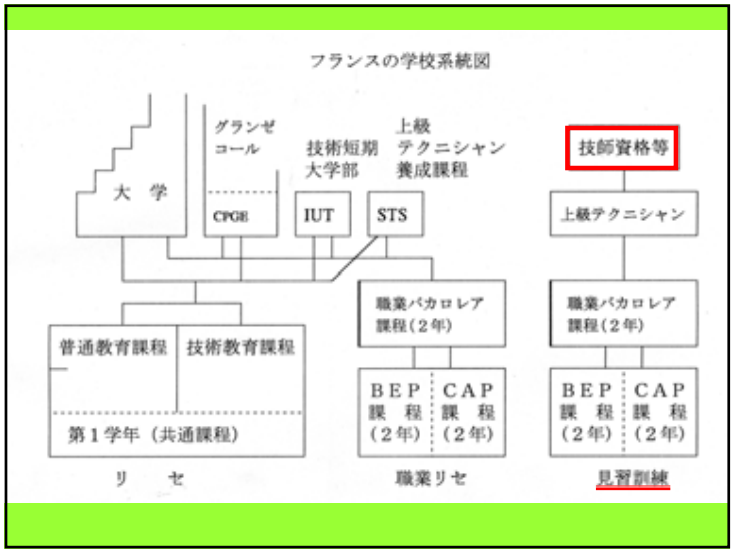

方策

“日本的教育観”からの脱却

1. ホワイトカラー高給制から
   ブルーカラー尊重への転換を
2. 年功賃金制の再評価と
   ME化信奉からの脱却を
3. 職業訓練の公共性化を
4. 真の「個性」の尊重を
5. “托教育”呪縛からの解脱を

PPM手法を適用した訓練評価手法構築の試み　第2報

－　平成13年度から平成16年度までの指導員研修改善の経過　－

職業能力開発専門学科　新井　吾朗
研修課　砂田　栄光

1．はじめに（第1報まとめ）

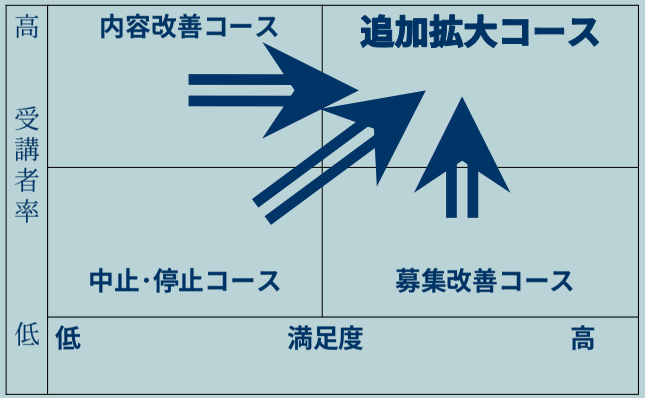

1．はじめに（第1報まとめ）

①単純で低コストであること

②コース間の相対的な比較は、客観的であること

③コース内容の問題と募集方法の問題との切り分けができる

④定常的に実施しているアンケートの数値を容易に活用できる

2．方法
2-1.評価対象とした研修

実施年度	13年度	14年度	15年度	16年度（8月まで）
一般・指導技法研修	25	16	15	8
短期実践研修	39	40	40	18
専門研修	34	30	30	14
合　計	98	86	85	40

2．方法
2-2. PPMの活用方法
①コース評価の担当教員への通知方法

第1段階：コース終了数日後に、修了生が記入したアンケートの解答用紙をそのまま担当教員に配付
第2段階：PPMチャートは、毎月実施している研修会議で研修主幹 に示す。
第3段階：研修課職員が改善提案を心がけて伝える。

②コース改善の方向

■コースに対する満足の程度を高める取り組 み
- コースの内容改善を担当教員に依頼
- コースの内容と受講者ニーズのミスマッチを防止

■受講率を高めるための取り組み
- 定員の見直し
- 受講率の低いコースの実施中止
- ニーズ調査の徹底

3．結果
3-1.全体的な改善の傾向方法

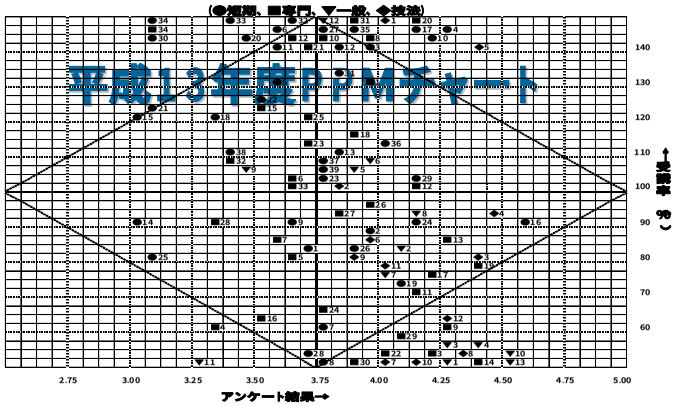

3．結果
3-1.全体的な改善の傾向方法

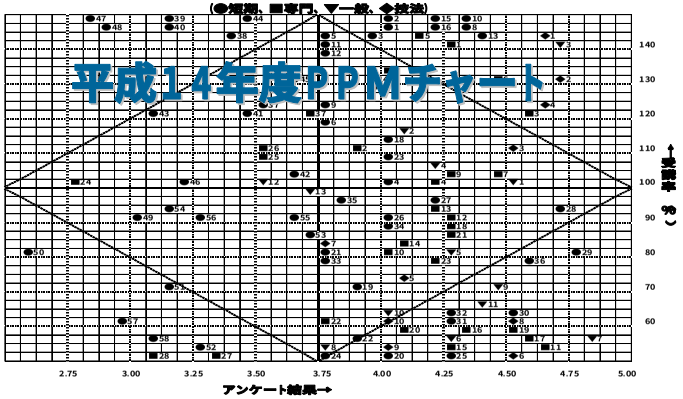

3．結果
3-1.全体的な改善の傾向方法

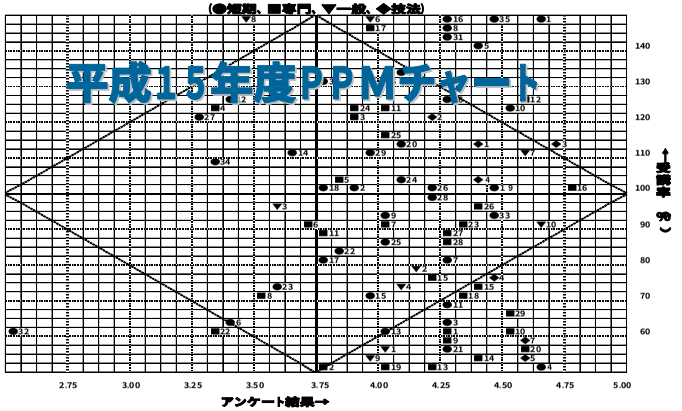

3．結果
3-1.全体的な改善の傾向方法

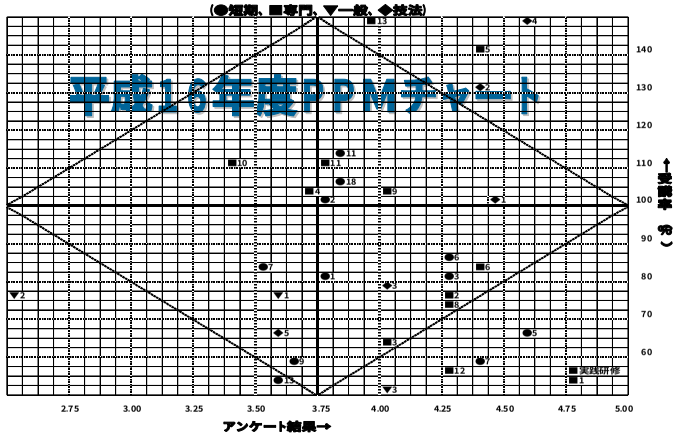

3-1.全体的な改善の傾向方法

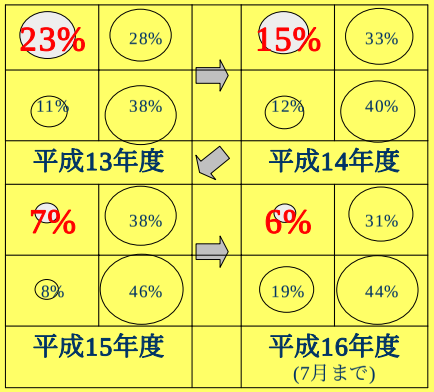

内容改善コースの変化（減少）が顕著

3-2.研修の種類別に見た改善の傾向

①一般・訓練技法研修の改善
　受講率の低いコースをある程度淘汰

②専門技術研修の改善
　PPMチャートによる、
　教員による自主的な「内容の改善」
　の動機付け

③短期実践研修の改善
　「関連情報シート」の掲載（H15）

3-3.個別の研修改善事例

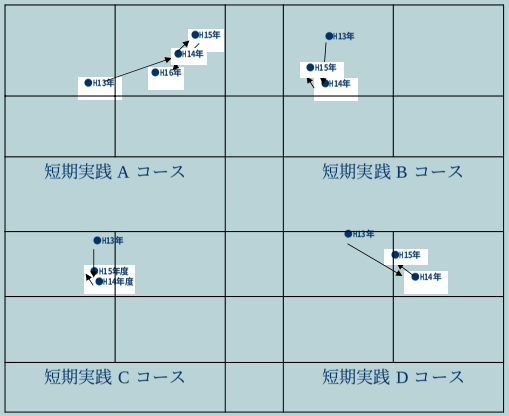

図 21　短期実践研修　個別コースの評価変化

3-3.個別の研修改善事例

13年度		14年度		15年度		凡例	
		12		14		改善	
18		4	22	3	9	未対応	低満足
		17		1		新規	
		1		5		評価悪化	
		2		5		中止	

3-3.個別の研修改善事例

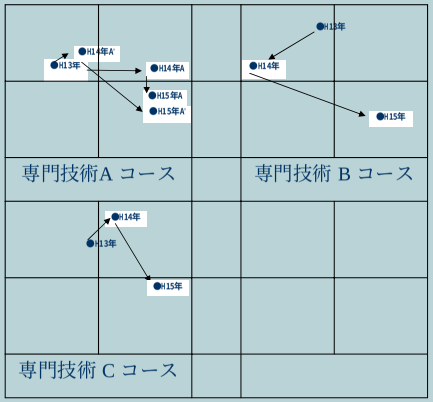

図 23　専門技術研修　個別コースの評価変化

4．考察
4-1.PPMの特徴

留意点

①縦横軸の意味を明確にしておく必要があること

②PPMだけでコースの良否の全てを判断できないこと

③縦横軸の評価項目および中位点の設定は、訓練を設定している目的、受講者の受講目的、在職者の場合は派遣してくる企業の目的等を考慮して設定し、それを明確に示す必要があること

4-2. PPMチャートの中位点位置について

評点	クレーム数		クレーム率		対象者数
	進め方	研修成果	進め方	研修成果	
4.75	1	0	0.037	0.000	27
4.5	9	3	0.333	0.111	27
4.25	12	1	0.279	0.023	43
4	11	5	0.282	0.128	39
3.75	10	2	0.357	0.071	28
3.5	22	7	0.647	0.206	34
3.25	14	4	0.560	0.160	25
3	37	11	1.088	0.324	34

4-2. PPMチャートの中位点位置について

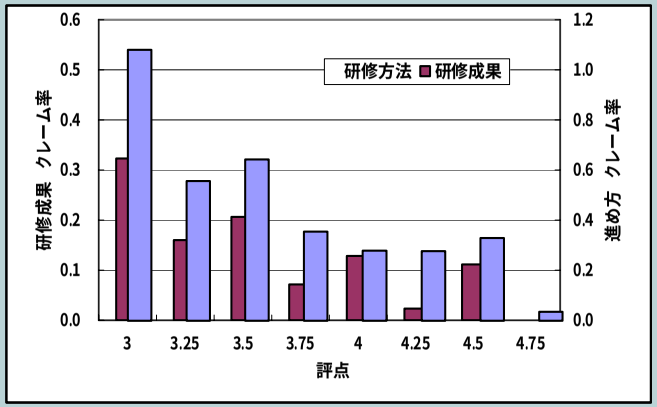

4-3.残された課題

(1)PPMチャートの適切な利用の促進
(2)評価の自動化

[参考文献]

[1] PPM手法(プロダクト・ポートフォリオ・マネジメント)は、各種の事業に対する投資等の優先順位を決定するような経営戦略立案のための情報を簡易に示す手法。詳しくは、[1]を参照のこと。

[2] 新井・砂田,PPM手法を適用した訓練評価手法構築の試み,職業能力開発研究 第21巻,2003

[3] コースに対する満足の程度は前掲同書2で、コース後に行うアンケート調査の「研修目的を達成できたか」、「研修内容を習得できたか」という二つの問いに対する5段階評定の平均値と設定した。

[4] 能開総合大では各科毎に1名の研修主幹を定めて、研修課と各科との間で研修実施に関する連絡会議を定期的に行っている。

[5] L.J.Briggs,Instructioanl Design,pp47-95,1977

第 7 回エルゴナジー研究会（2005.2.19）

東京大学大学院博士課程 2 年　植上一希

専門学校の教育内容の検討
- 「資格教育」の視点から -

1．はじめに

・問題意識

① 専門学校研究の意義の高まり

「学校から仕事への移行」問題の高まりのなかで、「中等後教育機関」として、「職業教育機関」としての注目の高まり。

～報告者はだからといって、専門学校を、もしくは近年の専門学校に対する政策的な動向を肯定的に捉えているわけではない。

② 研究が未開拓な分野としての専門学校研究

⇒様々な角度からの専門学校教育研究の必要性

・先行研究の課題

①「専門学校」の分類に関して不正確

（例）文部科学省の 8 分類など

②90 年代後半以降の専門学校の急激な変化

⇒近年の動向をふまえ、かつ制度的な性格をふまえた分類の必要性

・「資格教育」の視点による分類、という仮説

① 公的職業資格制度に関する職業教育・技術教育研究者の関心

（例）倉内史郎、辻功、佐々木享、依田有弘ら

②「資格教育」の視点による高等教育機関の分類

（例）青島裕子ら

③（公的）職業資格制度を活用した、「移行」問題や労働問題へのアプローチ

（例）佐々木英一

⇒「公的職業資格制度」に注目することで、「移行」問題などとも絡ませて、専門学校教育を考察することができるのではなかろうか。また、他教育機関との比較などに新しい視点を与えるのでは？

④「公的職業資格制度」に内在する「養成施設指定制度」への注目→「資格教育」タームの設定

⇒「資格教育」タームによる専門学校の分類が可能ではなかろうか？

・近年の専門学校の動向～（指標は主に生徒数）

① 90 年代半ば以前の専門学校の動向～非「資格教育」分野の急激な発展と「資格教育」の安定した発展

② 90 年代半ば以降の専門学校の動向～非「資格教育」分野の急減と、「資格教育」分野の急増

⇒18 歳人口の減少、大学の急増、労働市場の悪化などの諸要因による、「資格教育」・非「資格教育」分野の動向の違い～おそらく今後も「資格教育」分野は安定する？（他教育機関との競合などもあるので不確定）少なくとも、専門学校の中心的存在に。

③また、他教育機関においても「資格教育」の増加の傾向（短期大学、大学など）

・本論の位置づけ

⇒以上の分析は、あくまでも仮説段階に過ぎない。本論では、より対象を絞って、教育内容の検討を通して、「資格教育」の視点による分類の有効性を明らかにするとともに、専門学校の近年の動向の一要因を明らかにすることを目的にする。

① 専門学校の教育内容に注目して、その制度的な性格を確認する～方法：養成施設指定制度およびに各専門学校のカリキュラムの検討
② 専門学校の教育内容に対する社会的評価などを確認する～方法：生徒数ならびに就職率などを指標。

2.「資格教育」の教育内容検討

・専修学校設置基準の規定の緩さと養成施設指定制度の存在

・養成施設指定制度の教育内容規定の性格

① 専門性の高いカリキュラム設定
② 公的職業資格の想定する職種に必要な能力以外は設定されず

⇒養成施設指定制度の教育内容規定は、公的職業資格への高い志向性

・養成施設指定制度による規定と各校の教育内容の実態

① 養成施設指定制度の強い規定力（⇒一定の教育水準を保障、各校の自由度は少ない）
② 規定の枠組みの内外での工夫の存在
（例）勤医会東葛看護専門学校の事例など

・高い社会的評価

① 生徒数の安定した増加
② 関連分野就職率の高さ（他教育機関と比較しても）

⇒教育内容の一定の教育水準ならびに学歴の一定の相対化、養成施設指定制度の規定を超えた実習などの実施などを、社会的評価の高さの要因として指摘。

3. 非「資格教育」の教育内容検討

非「資格教育」分野の代表的な３分野を取り上げ、非「資格教育」分野の教育内容の検討を行った。

・技能検定取得を活用した教育内容～商業実務分野など

① 職業能力の曖昧な分野→各種の技能検定を活用
② 他教育機関との競合の難しさ、技能検定の評価の不明確さ

⇒商業実務分野の教育内容の問い直し

・高度な技能検定取得をめざす～情報処理分野など

① 情報処理分野における社会的評価の高い技能検定の存在
② 進学者、教員の能力の限界など

⇒専門学校の情報処理分野の課題の提起

・進学者の興味関心に応じる～音楽・芸能分野など
① 職業能力の規定・養成の難しさ（労働市場評価の諦め）
② 進学者層の関心に対象をしぼった教育内容の設定
⇒高校進路指導の観点、若者文化・消費文化と職業的自立という観点から、こうした教育についての検討がなされるべき、と指摘

４．結論

・「資格教育」と非「資格教育」の比較
① 教育内容の設定過程の違い（制度的違いに基づく）
② 社会的評価の違い（制度的な保障の有無、公的職業資格と技能検定の違いなど）

⇒両者の教育内容の制度的ならびに社会的評価の違いの証明
⇒区別の必要性の提起が可能に

・本論の課題
①「資格教育」の原理・歴史の検討
②「技能検定」の検討の難しさ

最後に

専門学校の教育内容の検討

-「資格教育」の視点から-

植上　一希（東京大学大学院）

概要：本論は、専門学校の教育内容を「資格教育」という視点からとらえ直し、その特徴を明らかにすることを目的とした。その結果、「資格教育」とそれ以外の分野では、養成施設指定制度による教育内容規定の有無によって、教育内容設定過程が異なること、労働市場や進学者層からの社会的評価が異なることなどが明らかになった。以上の検討により、専門学校の教育内容面でも、「資格教育」と非「資格教育」の分類が必要であることを提起できる。

キーワード：専門学校／教育内容／公的職業資格／養成施設／「資格教育」

1．研究の目的と課題

1.1　はじめに

本論は、専修学校専門課程（以下、専門学校）の教育内容を「資格教育」という視点からとらえ直し、その特徴を明らかにすることを目的とする。

研究の背景としては、主に次の2点をあげることができる。第一に、専門学校研究の現代的意義の高まりである。産業構造や職業構造の変容、雇用形態の変化などにともない、いわゆる「学校から仕事への移行」（以下、「移行」）問題が顕在化している。高卒就職や大卒就職といった従来「標準的コース」として把握されてきた「移行」システムが揺らぐなか[1)]、専門学校は中等教育後の進学先として独自の性格をもつとともに[2)]、「移行」に有効な職業教育機関としても注目されている[3)]。そうした意味で、専門学校の検討は現代的意義をもつといえる。

しかし、第二に、こうした現代的意義の高まりに対して、専門学校自体を対象とした研究はいまだに充分とはいえず、専門学校のとらえ方が不正確な場合も多い。

本論では、教育内容に焦点をあてて、専門学校の検討を行うことを目的とする。その際、「資格教育」という視点から専門学校を分類することが、教育内容検討においても有効であるという立場をとる。このことは、本論の検討課題の一つでもあるが、あらかじめ仮説を示しておくならば、制度的にも実態的にも、「資格教育」とそれ以外では、教育内容が著しく異なるからである。

なお、本論で用いる「資格教育」などの用語の定義を行おう。まず、職業資格については、依田有弘らの定義[4)]に基づき、公的職業資格と技能検定に分類し、本論では前者を主な対象とする。公的職業資格の取得方法は多様である[5)]が、取得の方法としては法に定められた養成施設の修了を要件[6)]とするものがある。本論では養成施設を規定する制度を「養成施設指定制度」とし[7)]、この養成施設指定制度に基づき、公的職業資格取得を主な目的としてなされる教育を「資格教育」と定義する[8)9)]。

1.2　専門学校の教育内容に関する先行研究

専門学校の教育内容に関しては、大きく分けて、専門学校全体をとらえてその特徴を示す研究と、専門学校を分類して特徴を示す研究がある。

前者においては、専門学校全体を指して「実学の教育」や「実践的な教育」として論じる傾向が強い[10)]。これらの指摘は、確かに専門学校の教育内容の特徴を包括的にとらえているが、むしろ社会通念的なとらえ方に近いといってよいだろう。また、韓民は専門学校が養成の対象とする職業・職種の性格に注目し、専門学校の教育内容を「準専門的職業」を志向した「高等職業教育」という概念でとらえるべきだと提起している[11)]。しかし、「準専門的職業」という概念は日本において定着しておらず、また「準専門的職業」という概念自体、それと関連する「専門的職業」や「非専門的職業」概念との関連で、問題が残る概念でもあり[12)]、韓民の試みが成功しているとはいいがたい。実際に、専門学校が養成の対象とする職業・職種の性格は多種多様であり、それに対応する専門学校の教育内容も多様にならざるを得ない。したがって、専門学校の教育内容をとらえる場合、類型的把握という作業が必要となる[13)]。

類型化によって専門学校の教育内容を検討した代表的な先行研究としては、倉内史郎らによる『各種学校（専修学校）カリキュラムの研究』[14)]をあげることができよう。倉内らの研究では、大規模に収集した各種学校のカリキュラムを分析することを通して、各種学校のカリキュラムを単科専修型、並列型、統合型の3つのタイプに分類している。そのうえで、各種学校カリキュラムの特徴として、①カリキュラムの多様性、②カリキュラムの理想型の不在、③専門教育に専念していること、④公的職業資格と結合しているため、カリキュラムに公共性が強いものと、その他私的性格の強いものが混在していること、などが挙げられている。倉内らの研究は、それまでほとんど知られてこなかった各種学校の教育内容を、カリキュラム分析という方法で明らかにした点で大いに評価されるべきであり、専門学校の前身である各種学校の教育内

容の把握は重要な課題でもある。しかし、1970 年代の各種学校と現在の専門学校では、その制度的位置づけ、対象とする職業・職種、進学者層、社会的背景などが大きく異なっており、その教育内容自体も大きく変容している。したがって、専門学校の近年の動向をふまえて、その教育内容を類型的に把握する必要がある。

1.3　近年の専門学校の動向

「資格教育」の視点から、1975 年の制度化以降の専門学校の動向を検討した植上一希の研究によれば、専門学校の動向は、時期としては制度化から 1990 年代半ばまでと、1990 年代半ば以降に分けることが必要であり、また分類としては「資格教育」分野と非「資格教育」分野に分ける必要性がある[15]。以下、そのポイントをみてみよう。

制度化から 1990 年代半ばまで、専門学校は全体的に生徒数・学校数とも量的拡大を果たしたが、その中心は商業実務やＩＴ・情報処理、文化・教養などの非「資格教育」分野であった。量的拡大の要因としては、高等教育の拡大抑制や高卒労働市場の変化などによる代替的な専門学校進学といった消極的な増加要因[16]や、産業構造・職業構造の変化に対応した学科の設置、進学者層のニーズの変化などの積極的な増加要因[17]が指摘される。しかし、こうした要因は「資格教育」分野にも該当する要因であり、非「資格教育」分野の急激な生徒数の増加を根本的にもたらしたのは、専門学校制度化による社会的評価の向上であったと考えられる。

しかし、1990 年半ば以降、「資格教育」分野と非「資格教育」分野では全く異なる動向をみせている。生徒数に関しては、前者が 1994 年の約 30 万 6 千人から 2003 年の約 39 万 1 千人にまで安定した増加を続けているのに対し、後者では 1994 年の約 37 万 9 千人から 2003 年の 29 万 5 千人にまで急減している[18]。18 歳人口の減少、大学の量的拡大、若年労働市場の悪化という急激な社会変化の影響を非「資格教育」分野が受けたのに対し、「資格教育」分野においては、「移行」困難状況下において「移行」を一定程度保障する公的職業資格取得を目指し、積極的に専門学校進学を行う若年層の増加があったと考えられる。専門学校における「資格教育」を求める進学者は今後も増加することが予想され、専門学校において「資格教育」はさらに中心的になっていくと考えられる。

近年の専門学校の動向をふまえるならば、専門学校を検討する場合、「資格教育」の視点で分類する必要があるといえよう。本論は、専門学校を「資格教育」の視点から検討する一連の研究において[19]、その教育内容を検討するものとして位置づくものである。

1.4　課題と方法

本論は「資格教育」の視点から専門学校の教育内容を、「資格教育」と非「資格教育」に分けて分析し、両者の特徴ならびにその明確な違いを明らかにすることを課題とする。この作業により、専門学校を教育内容の面でも、「資格教育」と非「資格教育」に分類する必要性を提起しうる。また、今後の専門学校の教育内容に関しての諸課題、諸論点を提起できよう。

分析に用いる主な資料は、各専門学校から収集した「入学案内」や「履修要綱」、各養成施設指定制度である[20]。分析の枠組みとしては、制度的な観点から「資格教育」と非「資格教育」に分類したうえで（「資格教育」が 2 章、非「資格教育」が 3 章）、制度的な規定の内外で実際に行われている教育内容を、各校のカリキュラムを基に分析する。また、そうした教育内容に関して、進学者層や労働市場からなされる社会的評価を、進学者数や就職率を指標として検討する。これらを基に、4 章において総括的考察を最後に提示し、今後の研究課題を明らかにする。

2.「資格教育」の教育内容検討

2.1　専修学校設置基準と養成施設指定制度

カリキュラム編成など、教育内容に関する専門学校全体の法規制は極めて緩やかなものとなっている。

専門学校の教育を全体的に規定している法律は専修学校設置基準である。そこでは、授業時数は一年間に 800 時間以上（5 条）、授業科目は専門学校においては「高等学校における基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すのにふさわしい授業科目」（8 条）とあるのみで、緩やかな規定となっている。関連して、教員に関する規定、設備に関する規定なども総じて緩やかである。例えば、教員に関しては、設置基準の 15 条が専門学校の教員の資格を定めているが、小学校、中学校、高等学校のように公的職業資格が必要とされるわけではなく、むしろ大学や短期大学に類似したものとなっている。ただし、大学などに存在する教授、助教授などの職階の規定はなく、また単純な比較は難しいが、その資格の水準も学歴などでは、大学、短期大学などと比べて低くなっている。

このように、専門学校全体でみた場合、専門学校の教育内容などに関する法規的な規制力は非常に緩いといえる。こうした緩い規制の枠組みのなかで、「資格教育」の教育内容を実質的に規定しているのが養成施設指定制度である。

＜表 1＞は養成施設指定制度における規定例を示したものである。専修学校設置基準と比較したとき、これらの養成施設指定制度の規制がより厳しくなっていることが見てとれるだろう。例えば、専修学校設置基準において、800 時間とされていた年間授業時数も養成施設指定制度においては大幅に超えており、基本的に自由とされていたカリキュラム編成も、養成施設指定制度では非常に細かく科目が設定されている。教員数や教員資格、施設・設備などに関してもそれぞれ厳しい規定がなされている。このように、専門学校の「資格教育」はカリキュラム編成等において、専修学校設置基準の枠内で、それぞれの養成施設指定制度の規制がなされており、法規的な規制は実質的にはこの養成施設指定制度によってなされているといえる。

<表1>養成施設指定制度における規定例

公的職業資格	養成施設指定制度	入学資格、修業年限	カリキュラムについての規定	教員数、教員の資格について
看護師	保健師助産師看護師学校養成所指定規則等	高卒以上、3年以上	93単位（基礎分野13単位・専門基礎分野21単位・専門分野59単位）	数・質ともにカリキュラムに適当な教員の配置、専任教員8人以上。
美容師	美容師養成施設指定規則等	高卒以上、2年以上	2000時間（必修課目1400時間・選択必修課目600時間）	教員数～（定員×一学級の週あたり平均授業時間数）÷（40×15）、そのうち2分の1以上が専任教員、教員の資格はそれぞれの課目に関して細かく規定。
保育士	児童福祉法施行規則等	高卒以上、2年以上	68単位（教養課目8単位・選択必修課目10単位・必修課目50単位）	40人に1人の専任教員、担当科目に関して修士又は博士等の能力を持つもの。
介護福祉士	社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則	高卒以上、2年以上	1650時間（基礎分野120時間、専門分野1530時間）	専任教員数は生徒数80人までは3人、81人～200人までは3+（学生総定員－80）÷40、201人以上は6+（学生総定員－200）÷50。専任教員のうち2人は介護福祉士、保健師、助産師または看護師。

各養成施設指定制度より作成

2.2 養成施設指定制度の教育内容規定

では、養成施設指定制度の教育内容規定はどのような特徴をもつのか。結論からいうならば、公的職業資格への志向性が高い規定がなされている。

例えば、工業分野で重要な公的職業資格の一つである第2種電気工事士の養成施設指定制度の教育内容規定は＜表2＞のようになっている。＜表3＞の看護師の養成施設指定制度の教育内容規定も含めてみたとき、以下の特徴を指摘できる。

第一に、公的職業資格の職業・職種に必要な職業的能力の養成のために、専門性の高い科目が設定されていることである。第2種電気工事士における「電気工事の施工方法」、看護師における「看護学」や「看護実習」などが例となる。これらの科目で習得が目指される職業的能力は、各公的職業資格の職業・職種にとっては不可欠であるが、逆に言えば、それ以外の職業・職種にはあまり必要ではない能力である。

第二に、その公的職業資格の職業・職種に必要とされない科目はほぼ設定されていない。第2種電気工事士や調理師などは基礎分野の科目群がほとんど設定されていない点でその典型的なものであるし、また看護師や保育士における基礎分野の科目群も、それぞれの公的職業資格の職業・職種にとって必要と考えられるものが設定されている。

各公的職業資格によって規定の性格は多少異なるが、以上の2点は養成施設指定制度の教育内容規定に共通の特徴といえる。すなわち、養成施設指定制度の教育内容規定は公的職業資格への高い志向性を有しているのである。

＜表2＞電気工事士法施行規則第3条「第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程」

科目	内容	時間数
電気に関する基礎理論	一　電流、電圧、電力及び電気抵抗、二　導体及び絶縁体、三　交流電気の基礎概念、四　電気回路の計算	１００
配電理論及び配線設計	一　配電方式、二　引込線、三　配線	３０
電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具	一　電気機器及び配線器具の構造及び性能、二　電気工事用の材料の材質及び用途、三　電気工事用の工具の用途	９０
電気工事の施工方法	一　配線工事の方法、二　電気機器及び配線器具の設置工事の方法、三　コード及びキャブタイヤケーブルの取付方法、四　接地工事の方法	７０
一般用電気工作物の検査方法	一　点検の方法、二　導通試験の方法、三　絶縁抵抗測定の方法、四　接地抵抗測定の方法、五　試験用器具の性能及び使用方法	１５
配線図	配線図の表示事項及び表示方法	５０
一般用電気工作物の保安に関する法令	一　法、令及びこの省令、二　電気設備に関する技術基準を定める省令、三　電気用品安全法、電気用品安全法施行令、電気用品安全法施行規則及び電気用品の技術上の基準を定める省令	５０
実習	一　電線の接続、二　配線工事、三　電気機器及び配線器具の設置、四　電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法、五　コード及びキャブタイヤケーブルの取付け、六　接地工事、七　電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定、八　一般用電気工作物の検査、九　一般用電気工作物の故障箇所の修理	５７０

2.3 規定と実態

実際の専門学校の「資格教育」の教育内容は養成施設指定制度の強い規定を受けて実施されている。

＜表3＞は看護師にかんする養成施設指定制度の教育内容規定と都立看護専門学校のカリキュラムを比較したものである。専門学校の「資格教育」の教育内容が、授業時数、教科目ともに養成施設指定制度に強く規定されていることがみてとれる。こうした傾向は、看護師養成に限らず、美容師、理容師など多くの「資格教育」に共通する特徴である。もちろん、教員や設備なども養成施設指定制度の規定を強く受けており、養成施設指定制度の強い規定は、各学校・学科のカリキュラム編成等における自由度を少なくする一方で、一定水準の教育内容を保障している。

＜表3＞都立看護専門学校カリキュラムと保健師助産師看護師学校養成所指定規則の教育内容規定

	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	都立看護専門学校カリキュラム

分野	教育内容（単位）	教科目名（単位）
基礎分野	科学的思考の基礎 人間と人間生活の理解（13） 総計13単位	心理学、論理学、社会学、教育学、生活科学、情報科学(各1)、英語(3)、保健体育(2) 行動科学、文学、哲学、経済学、文化人類学及び生物学の6科目のうちの2科目(各1) 総計13単位
専門基礎分野	人体の構造と機能、疫病の成り立ちと快復の促進(15) 社会保障制度と生活者の健康(6) 総計21単位	解剖生理学(5)、生化学(1)、疾病論(6)、治療論(3) 保健医療論、社会福祉論、関係法規(各2) 総計21単位
専門分野	基礎看護学(10) 在宅看護論(4) 成人看護学(6) 老年看護学(4) 小児看護学(4) 母性看護学(4) 精神看護学(4) 臨地実習（23） 総計59単位	基礎看護学概論(2)、基礎看護学方法論(8) 在宅看護概論(1)、在宅看護方法論(3) 成人看護学概論(1)、成人看護学方法論(5) 老年看護学概論(1)、老年看護学方法論(3) 小児看護学概論(1)、小児看護学方法論(3) 母性看護学概論(1)、母性看護学方法論(3) 精神看護学概論(1)、精神看護学方法論(3) 基礎看護学実習(3)、在宅看護論実習(2)、成人看護学実習(8)、老年看護学実習(4)、小児看護学実習(2)、母性看護学実習(2)、精神看護学実習(2) 総計59単位
	総計93単位	総計93単位

都立の看護専門学校7校の『2002年度入学案内書』および、『保健助産師看護師学校養成所指定規則』より作成

しかし、養成施設指定制度による教育内容規定の枠組みの内外で、各校・各学科による独自の工夫がなされているのも事実である。例えば、調理師養成の専門学校をあげてみよう。調理師の養成施設指定制度におけるカリキュラムは授業時数960時間の1年制であるが、調理師の学科の多くは2年制をとっており、養成施設指定制度に定められたカリキュラムを大きく超えた独自の教育を行っている。例えば、外国語の学習では、料理英語、料理フランス語、料理中国語など、料理に関連するものを集中的に習得する工夫がなされ、また拡大した授業時数のほとんどは専門的な実習の時間に当てられ技能の向上が目指されるなど、養成施設指定制度の教育内容規定の上に独自の教育内容が設定されている。このように調理師養成の専門学校をはじめとして、栄養士、製菓衛生士、歯科技工士、臨床検査技士などの学科では、養成施設指定制度の規定を超える授業時数を設定し、特に実習などを増やして実践的な能力の向上をはかる傾向が強い。栄養士、保育士、幼稚園教諭の学科などは、公的職業資格の養成において短期大学などとも競合するので、専修学校設置基準の緩い規定を活用して、こうした実践的な能力の向上を特徴として独自性を打ち出す専門学校が多い。

また、養成施設指定制度の教育内容規定を自明のものとはしないという観点から、独自の工夫を行う学校もある。ある看護学校では、アメリカの看護理論の影響を強く受けた日本の看護教育の教育内容規定を問題視し、独自の看護理念に基づいた看護教育を、養成施設指定制度の枠内で、展開している[21]。

これらの点をふまえるならば、専門学校の「資格教育」は一定の教育水準を保障する養成施設指定制度の強い規定を受けているが、その教育内容規定の内外で、他教育機関との競合や独自の教育理念に基づいて、多様な教育が展開されているとまとめることができる。

2.4 高い社会的評価

以上の特徴をもつ専門学校の「資格教育」の教育内容に対する社会的評価はどうなっているのであろうか。生徒数と関連分野就職率を指標として、進学者層と労働市場からの社会的評価をみるならば、「資格教育」の社会的評価は高いといえる。

1章で示したように、18歳人口の減少や大学の量的拡大にもかかわらず、専門学校の「資格教育」の生徒数は安定した増加をみせ、いまや短期大学全体の生徒数をも上まわっている。

また、関連分野就職率も平均して82.5%と高く、他教育機関と競合する分野でも短期大学や大学を上まわる数字を出している。例えば、保育士の関連分野就職率は、短期大学が69.8%、大学が38.3%であるのに対し、専門学校は79.7%[22]、同様に栄養士の関連分野就職率は、短期大学が約31%、大学が約32%であるのに対し、専門学校は約65%となっている[23]。

こうした社会的評価の高さの要因は多々考えられるが、教育内容もその要因の一つであろう。特に二点指摘できる。第一に、養成施設指定制度が保障する一定の教育水準は、同一資格における他教育機関との学歴格差を、ある程度相対化する作用をもつこと。第二に、先述したように、専修学校設置基準という緩い規定により、専門学校の「資格教育」においては、養成施設指定制度の規定を超えた教育内容の実施が可能となっていること。以上の二点により、専門学校の「資格教育」に対する社会的評価が高いものとなっていると考えられる。

3．非「資格教育」の教育内容検討

「資格教育」分野とは異なり、非「資格教育」分野の教育内容を規定するものは、専修学校設置基準のみである。したがって、緩い規定のなかで各校・各学科が自由にカリキュラムを設定しており、そのため学校・学科間で教育水準の格差があることが、非「資格教育」の第一の特徴である。

ただし、いくら自由にカリキュラム設定ができるといっても、進学者層の実態や要求をふまえつつ、労働市場の求める職業能力の養成ならびにその証明がなんらかの形でなされなければ、専門学校の経営は成り立たない。

本論では、非「資格教育」分野において中心的な3分野（商業実務、ＩＴ・情報処理、音楽・芸能[24]）をとりあげ、労働市場の要求や進学者層の実態にいかに専門学校が対応しようとしているのかをふまえながら、非「資格教育」分野の教育

内容の特徴を明らかにする。

なお、これら3分野は、近年の動向が特徴的な分野であり、ここ10年の生徒数の変遷に注目すると、商業実務は1994年の約14万人から2003年の約7万2千人に半減、ＩＴ・情報処理は約7万人から約5万人に減少、音楽・芸能は約4万8千人から約7万2千人に増加、となっている。

3.1　技能検定取得を活用した教育内容

技能検定は、労働市場に対する一定の職業能力の証明と、学習者に対する学習意欲の刺激という性格を有する[25]。

全体的に、対象とする職業・職種が曖昧で、したがって広範な職業能力の養成を目的とする商業実務分野の教育内容は、技能検定取得を活用したものとなっている。個々の学科で重点項目は異なるが、全体的には、簿記検定や販売士検定、秘書技能検定、ビジネス文書検定、ビジネス能力検定、英語検定などの技能検定を取得するための授業をカリキュラムの中心に組み込み、加えて経営概論やマーケティング論などの知識、コミュニケーション能力やビジネスマナーなどの社会人としての心構え、などの獲得をめざす教育内容となっている。

「資格教育」の教育内容が特定の公的職業資格に対応したものとなっているのに対し、商業実務は広範な職業能力の養成を目的として技能検定を活用している点が対照的であるが、前者の社会的評価が高いのに対し、後者の社会的評価は高くない。関連分野就職率は7割に満たず、生徒数もここ10年で半減している。労働市場が専門学校で取得される技能検定を高く評価していないこと、進学者層が専門学校の教育内容に独自性を感じてないことなどが、社会的評価の低さにつながっているといえよう[26]。

日本における技能検定の制度的不整備、商業実務分野における大学など他教育機関との競合なども、商業実務分野に対する社会的評価の低さに関わっているが、いずれにせよ、商業実務分野の教育内容が問い直しを迫られているのは事実であろう。

3.2　高度な技能検定取得をめざす教育内容

商業実務分野の技能検定を労働市場はそれほど高く評価していないと上述したが、労働市場において通用性の高い技能検定も存在する。

ＩＴ・情報処理分野では、マイクロソフト社や日本オラクル社などのＩＴ企業がつくる、高度な技能検定の取得を目指したカリキュラムを設定する学校もある。「ベンダー系認定資格」ともよばれるこれらの技能検定の取得は、プログラマーやシステムエンジニアとしての高い能力を示すため、労働市場からの評価も高い。そのため、さまざまなレベルの技能検定の取得を段階的に組み込んで、最終的に「ベンダー系認定資格」の取得を目指すカリキュラムをＩＴ・情報処理分野では設定している。

ただし、進学者層の能力、教育年限の短さ、施設や教員のレベルなどの制約もあり、「ベンダー系認定資格」を取得する者は少ない。そのため、ＩＴ・情報処理分野も全体としては、比較的取得が可能な技能検定を複数取得することを通して、中位水準の情報処理技術者を育成しているのが現状といえよう。

したがって、関連分野就職率も高いとはいえず、生徒数も減少している。今後さらにＩＴ・情報処理分野の技術革新が進むこと、それに応じてＩＴ・情報処理の労働市場の需要もより高度化することを考えたとき、専門学校の教育内容の通用性がますます問われてくると思われる。

3.3　進学者層の興味・関心に重点をおく教育内容

職業能力の規定、もしくはその養成が困難なために、労働市場における通用性よりも、進学者層の興味・関心に重点をおいて教育内容を設定する分野も存在する。

音楽・芸能分野において、歌手やミュージシャン、ダンサーや俳優などの養成を目的とする学科がある[27]。しかし、そもそも歌手やミュージシャンとして経済的に自立することは難しく、またその職業能力の規定も非常に困難である。歌唱力や表現力といった基礎的能力の習得は当然のことながら、それ以上の才能と運を必要とする職業・職種であるからだ。

職業能力の規定や養成が困難な場合、労働市場における高評価は諦めざるを得ない。むしろ、主な進学者層である若者の興味・関心にそった教育内容を提供することで、専門学校の経営を成立させる戦略をとる傾向が、音楽・芸能分野においては強い。「有名講師」による授業、生徒による自主公演会の実施やそのサポートなど、進学者層が興味を抱くと思われる授業を中心に教育内容を設定している。

関連分野就職率は当然のことながら低く、労働市場からの評価は芳しくない。しかし、それにもかかわらず、生徒数は増加している。本論ではこれ以上言及することは不可能であるが、労働市場からの評価と、進学者層からの評価が分かれる音楽・芸能分野の専門学校の検討は、若者文化や消費文化と職業的自立といった観点[28]や、高校進路指導の観点[29]などからさらになされる必要があると思われる。

４．結論

4.1　「資格教育」と非「資格教育」の比較

本論の検討課題は、専門学校の教育内容を「資格教育」と非「資格教育」いう制度的な視点で分類し、両者の特徴ならびに違いを明らかにすることであった。2章、3章の検討を通じて、「資格教育」、非「資格教育」の教育内容の特徴を以下のようにまとめることができるだろう。

「資格教育」の教育内容は、公的職業資格への高い志向性を持つ養成施設指定制度に強く規定されており、一定水準の教育内容が保障されている。また、養成施設指定制度の規定の内外で、他教育機関との競合や独自の教育理念に基づいて、多様な教育が展開されている。そのため、進学者層や労働市場からの評価は高いものとなっている。

他方、非「資格教育」の教育内容を制度的に規定するのは、専修学校設置基準のみであり、非常に緩い規定になっている

ため、教育内容設定に関して各校・各学科の自由度が高く、学校･学科間の水準の格差も大きい。近年の動向で特徴的な、商業実務、ＩＴ・情報処理、音楽・芸能の 3 分野をみると、商業実務やＩＴ・情報処理においては、労働市場の求める職業能力の規定や養成に対して技能検定を活用した教育内容設定を行うものの、様々な制約要因などもあって、その社会的評価は高くない。他方、音楽・芸能においては進学者層の興味・関心にそくした教育内容を設定することで、進学者層の高い評価を受けている。

このように、「資格教育」と非「資格教育」とでは、教育内容において、その制度的規定の有無により大きく性格が異なることが指摘できる。

第一に、教育内容の設定過程が異なる。すなわち、「資格教育」が養成施設指定制度の職業能力規定に基づいた教育内容規定を受け、その規定を土台として各校・各学科の理念や目的による実際の教育内容が設定されるのに対し、非「資格教育」では養成施設指定制度の規定を受けないため、各校・各学科が独自の職業能力規定を行い、それに基づいた教育内容が設定されることになっており、教育内容の設定過程が全く異なる形になっている。

第二に、社会的評価も異なる。「資格教育」においては、社会的評価は安定して高いが、その一つの要因として、養成施設指定制度の教育内容規定による教育内容水準の保障と、それを土台とした、他教育機関とは異なる独自の教育内容の設定という特徴をあげることができよう。他方、非「資格教育」においては、制度的な教育内容保障は専修学校設置基準しかなく、技能検定などを活用した教育内容設定も、社会的にはなかなか評価されにくくなっている。

また、こうした教育内容の設定過程の違いと社会的評価の違いから、非「資格教育」分野では、進学者層の興味・関心に偏った形で教育内容を設定する場合も少なくない。もちろん、「資格教育」分野でもそうした傾向がないわけではないが、養成施設指定制度による規定の有無により、この点でも両者は大きく異なっているといえよう。

以上の点より、専門学校の教育内容において、「資格教育」と非「資格教育」とでは、大きくその性格は異なっており、両者は区別される必要があるといえる。今後、専門学校において、「資格教育」分野と非「資格教育」分野では異なる動向をみせると思われるが、その教育内容の検討においても、両者を「資格教育」という視点から分類したうえで、検討することが求められる。

4.2　今後の課題

第一の課題は、養成施設指定制度の教育内容規定の検討である。本論では、養成施設指定制度の規定の有無によって「資格教育」を定義し、規定により一定程度の水準が保障されていると論じた。この論理自体は間違っていないと考えるが、本論でとりあげたように、養成施設指定制度の職業能力規定や教育内容規定を疑問視する学校・学科が存在するのも事実であり、必ずしもその教育内容規定が自明であるとはいえない。養成施設指定制度の制定過程や変遷を歴史的に検討し、その教育内容規定の背景を明らかにする作業や、現在の職業・職種をとりまく状況の変化に適応する職業能力規定や教育内容規定がどうあるべきか、といった観点からの研究も求められるであろう。その際、現実に、こうした課題にとりくんでいる事例研究の積み重ねも重要な作業であると思われる。

以上の作業は、すでに専門学校の「資格教育」にはとどまらない作業でもある。「資格教育」という概念を用いて、大学、短期大学、高等学校などの教育機関を横断的・並列的に比較する研究が必要であろう。

第二の課題は、技能検定を活用した教育内容に関する検討である。本論では、技能検定を活用した教育を非「資格教育」に分類し、その制度的・社会評価的な不安定さを指摘した。しかし、日本において公的職業資格に分類される職業資格は決して多くなく、特に「移行」問題における「移行」保障を考える場合、技能検定の活用は不可欠といえるだろう。この分野における先行研究をふまえての、さらなる研究が必要と考える。

---

1) 乾彰夫「「戦後的青年期」の解体」『教育』2000 年 3 月号。「「戦後日本型青年期」とその解体・再編」『ポリティーク』3 号、2002。

2)) 植上一希「公的職業資格制度と専門学校の歴史的考察」『生涯学習・社会教育学研究』第 28 号、2003。

3) 乾彰夫、前掲。

4) 依田有弘「職業資格取得問題」＜日本高等学校教職員組合編『高校における技術・職業教育の発展のために』日本高等学校教職員組合、1987＞。
佐々木享「公的職業資格、技能検定の社会的性格と高校職業教育」『技術教育学研究』第 8 号、1993。

5) 辻功『日本の公的職業資格制度の研究―歴史・現状・未来』日本図書センター、2000。

6) 養成施設の修了が、資格取得の最終要件のものもあれば、資格取得試験の受験の要件であるものもあり、その組み合わせ、認定方法は多様である。

7) なお、先行研究においては、辻功（前掲論文）がその歴史的検討から「指定校制度」という用語を用いているが、現在「指定校制度」という用語は、「企業などが従業員の新規採用を行うさい、あらかじめいくつかの学校を指定して、募集ないし採用をその学校の新規卒業予定者に限定する制度」という意味で一般的に用いられている（乾彰夫「指定校制度」＜青木一編『現代教育学事典』労働旬報社、1988＞p.358。）したがって、本論ではこの「指定校制度」という用語ではなく、「養成施設指定制度」という用語を用いることにする。

8) なお、先行研究においては、青島裕子がほぼ同様な観点で「資格教育」という用語を用いているが、青島は無試験認定のみを「資格教育」においており、養成施設指定制度に規定された教育全体を「資格教育」としてとらえる本論とは、対象の限定範囲が異なっている。青島祐子「短期大学における『資格教育』の考察」『産業教育学研究』第 27 巻第 1 号, 1997。

9) 専門学校のなかには、公認会計士や税理士といった公的職業資格取得を目指す経理・簿記系の学科などの「公的職業資

格に関連する専門学校の学科」も存在するが、それらの学科は養成施設指定制度に規定されているわけではなく、それらと「資格教育」とは区別される必要がある。

10) 梶原宣俊『専門学校教育論ー理論と方法』学文社、1993、p.31-32。
乾彰夫『日本の教育と企業社会』大月書店、1990、p.254-255。

11) 韓民『現代日本の専門学校』玉川大学出版部，1996。

12) 植上一希「専門的職業教育研究の予備的検討」『生涯学習・社会教育学研究』第 29 号、2004。

13) 以後、専門学校を類型化する場合、学校ごとではなく、主に学科（コース）ごとに類型化を行う。もちろん単科型の学校もあるが、全く性格の異なる学科を複数もつ学校も多いからである。したがって、「養成施設」とおく場合も、学校全体ではなく、学科のことを指す。

14) 倉内史郎・神山順一・関口義『各種学校（専修学校）カリキュラムの研究』野間教育研究所紀要第 29 集、1977。

15) 植上一希（2003）、前掲。

16) 乾彰夫（1990）、p.238-240.

17) 韓民、前掲。

18) 以下、特別な断りがない場合、生徒数や就職率のデータは『学校基本調査』を用いる。

19) 植上一希（2003）、前掲。
植上一希「専門学校の分類」『高校生活指導』161 号、2004。

20) 全部で 85 校から、2002 年度の『入学案内』『履修要綱』を収集した。これらの資料のほとんどにはカリキュラム編成や理念・目的などが明記されている。なお、これらの資料だけでは十分に理解できない点や資料に欠けているかもしれないものを補う意味から、分野ごとに典型的だと思われる学校についての訪問調査も行っている。訪問調査は、工業分野 3 校（電気工事科、測量科、自動車整備科）、医療分野 6 校（看護科、歯科衛生科、歯科技工科、臨床工学科、作業療法科、理学療法科）、衛生分野 2 校（理容科、美容科）、教育・社会福祉分野 2 校（保育・幼稚園教諭科、介護福祉科）に対して行った。また、非資格教育分野の専門学校にも 3 校、訪問調査を行った（2002 年 9 月から 12 月が中心期間）。

21) 植上一希「若者に対する職業的能力向上支援の課題」＜佐藤一子『生涯学習がつくる公共空間』柏書房、2003＞。
板宮忠「患者の立場に立つ看護論を考える」『民医連医療』第 228 号、1991。

22) 全国保育士養成協議会からの聞き取り（2001）より。

23) 『全栄施協月報』第 481 号、全国栄養士養成施設協会、2000 より。

24) なお、本論では、文部科学省の分類において、「文化・教養」分野における「音楽」「演劇・映画」「その他」を「音楽・芸能」として、「工業」分野における「情報処理」を「IT・情報処理」として扱う。

25) 佐々木享、前掲。

26) 関口義『専門学校在学者の実態と意識に関する基礎的、総合的な調査研究報告書』京都文教大学、2001。
東京都立労働研究所編『専修学校（専門学校）卒業生の労働市場 - 資格・専門職業労働市場の実態 - 』東京都立労働研究所，1987.

27) 「音楽・芸能」分野にカテゴライズされる学科の中にも、例えば音響技術者などを養成する学科が存在する。これらの学科は、特定の技術を体系的に養成する教育内容を設定している場合が多い。こうした学科は、今回議論の対象とする「音楽・芸能」分野とは性質が異なるが、データの関係上、分けることはできなかった。今後の課題にしたい。

28) 中西新太郎『若者たちに何が起こっているのか』花伝社、2004。

29) 植上一希「専門学校の分類」、2004、前掲。

（2004年　月　日　受　理）
（2004 年　月　日　再受理）

1．「セミナー開発･実施･評価レベルの向上に関する取り組み」

高度ポリテクセンター　村上智広

H14～H15年の経過
→開発･運営プロセスの明確化と検証

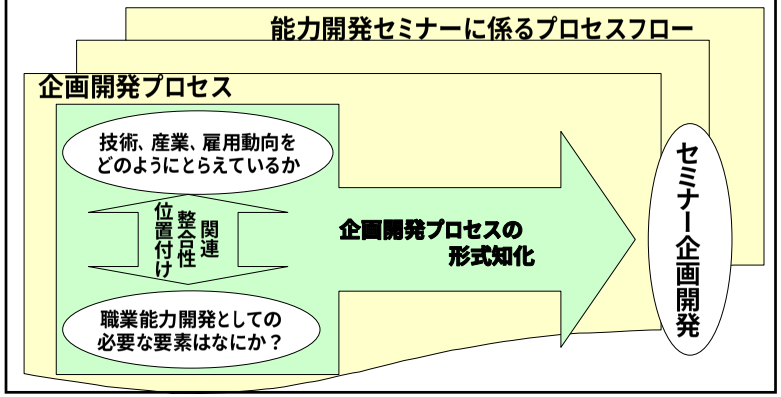

2．　平成16年度の取り組み

設定コースの的確性向上のための
「的確性指標」の明確化と取り組みの「仕組化」

現在の取り組み

「設定コース的確性向上部隊」（仮称）　の創設

準備会（仮）にて、新規コース、既存コースのいくつかについて、
下記事項を実施、検証後、仕組化する。

- **全650コースの中の検討コース、注目コースの見える化**
  （総括表と散布図）
- **的確性向上指標（視点）項目による各コースの状況分析シート**
  （分析シート）

3．設定コースの的確性向上の視点（指標）

セミナーコース設定

セミナーコース設定とは、そのコースが有すべき
「付加価値」の設計及び製造する作業（明確化作業）

①**何がうれしい（期待）のか**＝企画テーマのねらい
②**誰から期待されているか**＝対象者、規模
③**何ができるようになるのか**＝訓練目標の明確性
④**どうやれば訓練目標に達するか**＝訓練方案
⑤**クリアできない問題はないか**＝実現可能性

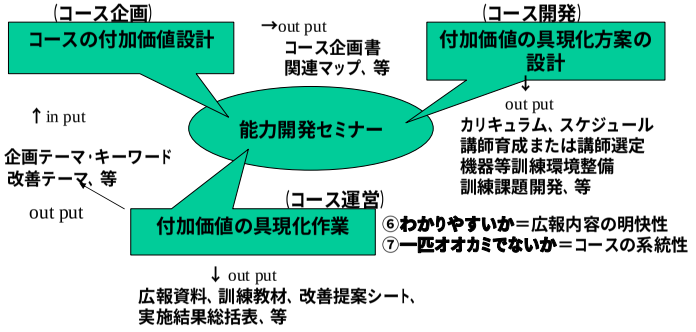

以下、総括表、散布図、分析シートを使用。

4. 今後

「セミナー開発・実施・評価レベルの向上に関する取り組み」を通じ

◎より有用な「訓練」又は「サービス」を**的確に産み出し**

○より分かり易く案内し

○より良く実施する

◎より**的確に分析**し**「向上」を目指す**

「組織として、**職業訓練向上サイクル**にいち早く乗り込む。」

「そのプロセスを通じて、公共（機構・高度ポリテクセンター）としての**特質を見い出す。**」

2005/1/31 現在

能力開発セミナー総括表 (12グループ)

アンケート評価0：中止
アンケート評価10：未実施・未入力

応募率境界値	50%	アンケート総合評価境界値	70

	コース番号	コース名	定員	01	02	03	04	05	06	07	08	申込総計	未回答	20	40	60	80	100	計	修了者	アンケート総合評価	応募率	総定員	回数	中止回数	注目コース	見直し候補	撤退	応募率境界未満	アンケート総合評価境界未満	問題の主要因（分析視点、ｷｰﾜｰﾄﾞ相当の項目）	改善・変更点	備考
1	12003	最新塑性加工技術	12	4								4									10.0	33%	12	1	0		1		1				
2	12004	プレス加工の理論と実際	12	10	14	6						30	0	0	0	2	11	5	18	18	83.3	83%	36	3	0								
3	12005	プレス加工のトラブル対策（プレス加工・金	12	12	19							31	0	0	0	7	15	3	25	26	76.8	129%	24	2	0								
4	12006	プレス生産ラインの保守管理技術	12									0									0.0	0%	12	1	1		1		1				
5	12007	プレス金型設計技術	12	10	7							17	0	0	0	2	8	6	16	16	85.0	71%	24	2	0								
6	12009	プレス金型の標準化の推進と部品の活用技	12	3								3	0	0	0	2	1	0	3	3	66.7	25%	12	1	0		1		1	1			
7	12011	ＣＮＣサーボプレス加工の特徴と加工事例	12	5								5	0	0	0	0	4	1	5	5	84.0	42%	12	1	0		1		1				
8	12013	プレス加工における課題解決の進め方	10	7								7	0	0	0	1	2	1	4	4	80.0	70%	10	1	0								
9	12014	プレス生産ラインと金型のセンシング技術	12	1								1									0.0	8%	12	1	1		1		1				
10	12015	板材成形における冷間鍛造技術	12	12								12	1	0	0	0	5	5	11	11	90.0	100%	12	1	0								
11	12016	冷間鍛造技術（総説編）	12	5	1							6								1	10.0	25%	24	2	0		1		1				
12	12017	冷間鍛造技術（工程・金型編）	12	13								13	0	0	0	2	4	5	11	11	85.5	108%	12	1	0								
13	12021	解析によるプレス成形性の評価技術	10	2								2									0.0	20%	10	1	1		1		1				
14	12022	ダイカストにおける鋳造欠陥改善法	10	16								16	0	0	0	2	6	7	15	15	86.7	160%	10	1	0								
15	12023	プラスチック部品の設計（射出成形品の設	12	13	19							32	0	0	0	2	9	16	27	28	90.4	133%	24	2	0								
16	12024	プラスチック材料の利用技術	12	9	8							17	1	0	1	3	5	2	12	12	74.5	71%	24	2	0								
17	12025	射出成形加工技術	12	6	12							18	0	0	0	1	2	2	5	5	84.0	75%	24	2	0								
18	12026	射出成形におけるホットランナ利用技術	12	6								6	0	0	0	2	2	2	6	6	80.0	50%	12	1	0								
19	12028	可視化による射出成形現象の解明	12	14								14	0	0	0	2	9	1	12	12	78.3	117%	12	1	0								
20	12029	実成形で学ぶ流動解析利用技術	12	4								4	0	0	0	0	1	2	3	3	93.3	33%	12	1	0		1		1				
21	12030	製品・金型設計に活かす流動解析技術	10	2								2	0	0	0	0	1	1	2	2	90.0	20%	10	1	0		1		1				
22	12031	プラスチック金型設計技術	12	14								14	0	0	0	3	5	5	13	13	83.1	117%	12	1	0								
23	12035	金型温度制御と冷却回路の設計	12	11	6							17	1	0	0	0	3	11	15	15	95.7	71%	24	2	0								
24	12036	溶接施工管理技術	12	4								4	0	0	0	1	2	0	3	3	73.3	33%	12	1	0		1		1				
25	12037	表面実装技術（マイクロソルダリング技術）	12	16								16	0	0	0	4	5	4	13	13	80.0	133%	12	1	0								
26	12038	表面欠陥検出技術	12	2								2									10.0	17%	12	1	0		1		1				
27	12039	超音波探傷技術	12	2								2									0.0	17%	12	1	1		1		1				
28	12040	ステンレス鋼の利用法と問題対策	12	7								7								6	10.0	58%	12	1	0								
29	12041	アルミニウム材の加工技術	12	7								7	0	0	0	1	2	3	6	5	86.7	58%	12	1	0								
30	12043	マグネシウム材の加工技術	12	1								1									10.0	8%	12	1	0		1		1				
31	12045	金属めっき技術の理論と実際	12	11	10							21	0	0	0	4	7	9	20	20	85.0	88%	24	2	0								
32	12046	予知保全（ＣＢＭ）の進め方	12	3	4							7	0	0	0	1	4	2	7	7	82.9	29%	24	2	0		1		1				
33	12051	プレス金型技術（金型設計編）	10									0									0.0	0%	10	1	1		1		1				
34	12054	樹脂流動特性の射出成形（ＣＡＥ）への活用	12	7	5							12	0	0	0	1	1	10	12	12	95.0	50%	24	2	0								
35	12055	「収縮」と「反り」におよぼす材料特性	12	8	7							15	1	0	0	2	3	8	14	14	89.2	63%	24	2	0								
36	12056	ＣＡＤ／ＣＡＭを利用した射出成形用金型設	10	4	6							10	0	0	0	0	4	0	4	4	80.0	50%	20	2	0								
37	12058	順送金型ＣＡＤ・ＣＡＭシステムによる金型Ｑ	10	1								1									0.0	5%	20	2	2		1		1				
38	12059	プレス部品の設計（塑性加工を考慮に入れ	12	5	6							11	0	0	0	1	6	2	9	10	82.2	46%	24	2	0		1		1				
39	12060	冷間鍛造技術（トラブル対策編）	12	10								10									10.0	83%	12	1	0								
40	12061	鍛造工程設計におけるＣＡＥ技術	10	6								6	0	0	0	0	2	3	5	5	92.0	60%	10	1	0								
41	12062	ホットランナ金型設計技術	12	3								3									0.0	25%	12	1	1		1		1				
42	12063	樹脂圧力プロファイルの解読と活用法	12	8								8	0	0	0	0	2	6	8	8	95.0	67%	12	1	0								
43	12064	マグネシウム材の取り扱い技術（安全対策	12	18								18	0	0	0	3	9	4	16	17	81.3	150%	12	1	0								
44	12065	プレス成形シミュレーション技術の実験と実	10	8								8	0	0	0	2	3	3	8	8	82.5	80%	10	1	0								
45	12066	ＭＰ（保全予防）設計導入・審査技術	12	4	3							7	0	0	0	1	2	3	6	6	86.7	29%	24	2	0		1		1				
46	12067	環境対策としての塑性加工潤滑技術	12	5								5	0	0	0	1	2	2	5	5	84.0	42%	12	1	0		1		1				
47	12068	高精度・精密打抜き加工技術	12	12	8							20	0	0	0	4	5	3	12	12	78.3	83%	24	2	0								
48	12069	プレス安全管理システムの構築	12	3								3	0	0	0	1	1	1	3	3	80.0	25%	12	1	0		1		1				
49	12070	プレス金型材料の活用技術	12	12								12	0	0	0	2	4	2	8	8	80.0	100%	12	1	0								
50	12071	短納期、ローコスト金型設計製作技術	12	8	5							13	0	0	1	3	2	0	6	6	63.3	54%	24	2	0		1			1			
51	12072	ファインブランキング加工の理論と複合成形	12	6								6	0	0	0	0	1	3	4	5	95.0	50%	12	1	0								
52	12073	軽量化材料のプレス成形技術	12	10								10									10.0	83%	12	1	0								
53	12074	金型の磨き技法	10	14								14	0	0	0	3	7	4	14	14	81.4	140%	10	1	0								
54	12075	成形サイクルにおけるトラブル対策	12	9								9									10.0	75%	12	1	0								
55	12076	射出成形新技術動向	12									0									10.0	0%	12	1	0		1		1				
56	12077	金属めっき技術のトラブル対策	12	12								12	0	0	1	4	3	3	11	11	74.5	100%	12	1	0								
57	12078	洗浄技術の理論と環境対策	12	12	6							18	0	0	2	5	4	5	16	16	75.0	75%	24	2	0								
58	12079	金属組織の解読と活用法	10	14								14	0	0	0	3	5	4	12	12	81.7	140%	10	1	0								
59	12080	機械保全技術者のための疲労強度設計	12	4								4									10.0	33%	12	1	0		1		1				
60	12081	プレス生産ラインの保守管理技術	12	3								3									10.0	25%	12	1	0		1		1				
61	12101	プラスチック射出成形技術（成形編）	10	7								7	0	0	0	0	1	6	7	7	97.1	70%	10	1	0								
62	12102	プラスチック射出成形技術（金型編）	10	7								7	0	0	0	0	1	6	7	7	97.1	70%	10	1	0								
63																																	
64																																	
65																																	
66																																	
67																																	
68																																	
69																																	
70																																	
71																																	
72																																	
73																																	
74																																	
75																																	
76																																	
77																																	
78																																	
79																																	
80																																	
81																																	
82																																	
83																																	
84																																	
85																																	
86																																	
87																																	
88																																	
89																																	
90																																	
	小計		62									604	4	0	5	78	##	171	##	450	83.8	63%	954	82	8	0	25	0	24	2			

24 ページ

平成14年度　実施セミナーの分析　散布図（応募率とアンケート評価による）　成形解析グループ

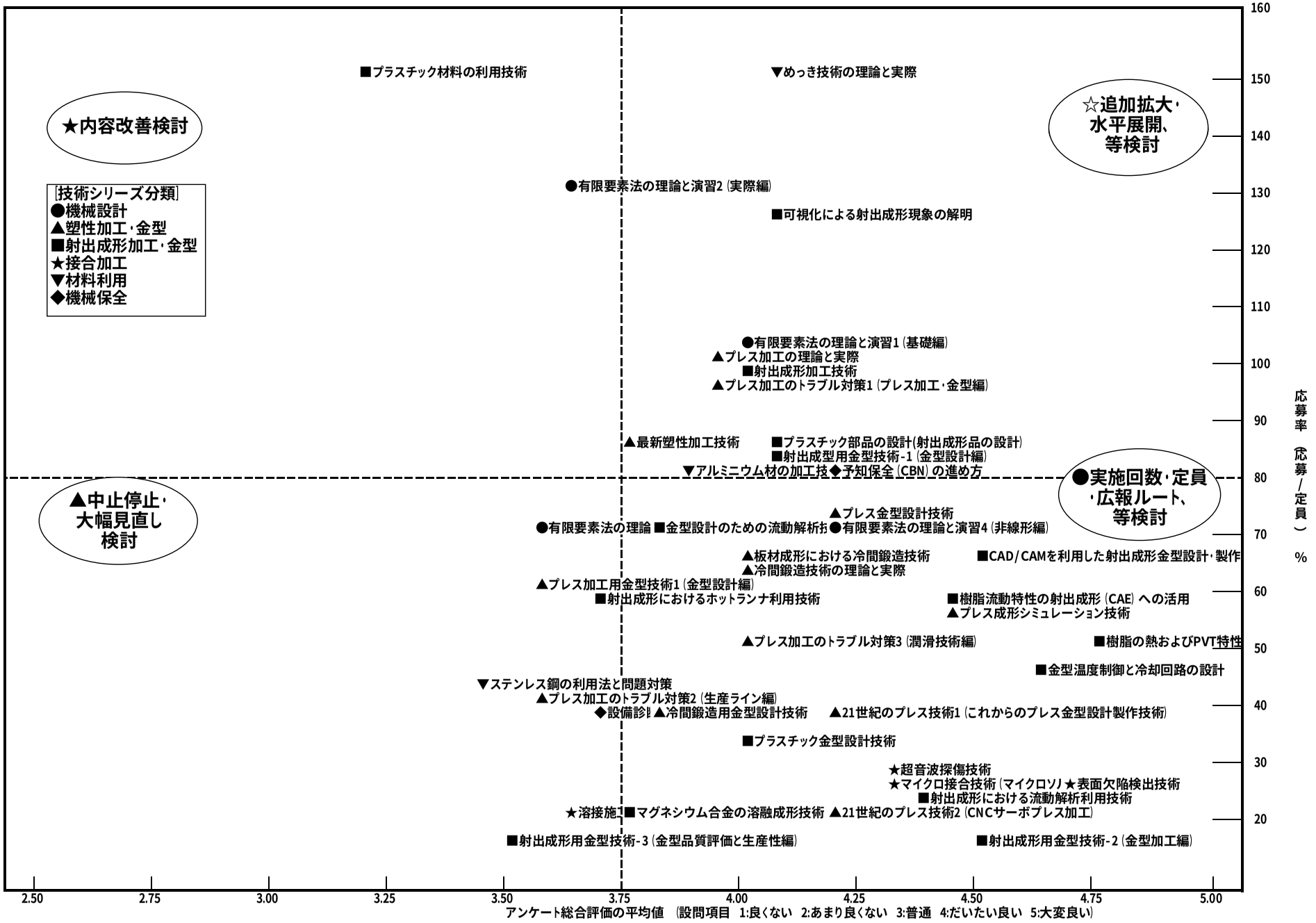

平成15年度　実施セミナー　散布図（応募率とアンケート評価による）＜II＞

成形解析グループ

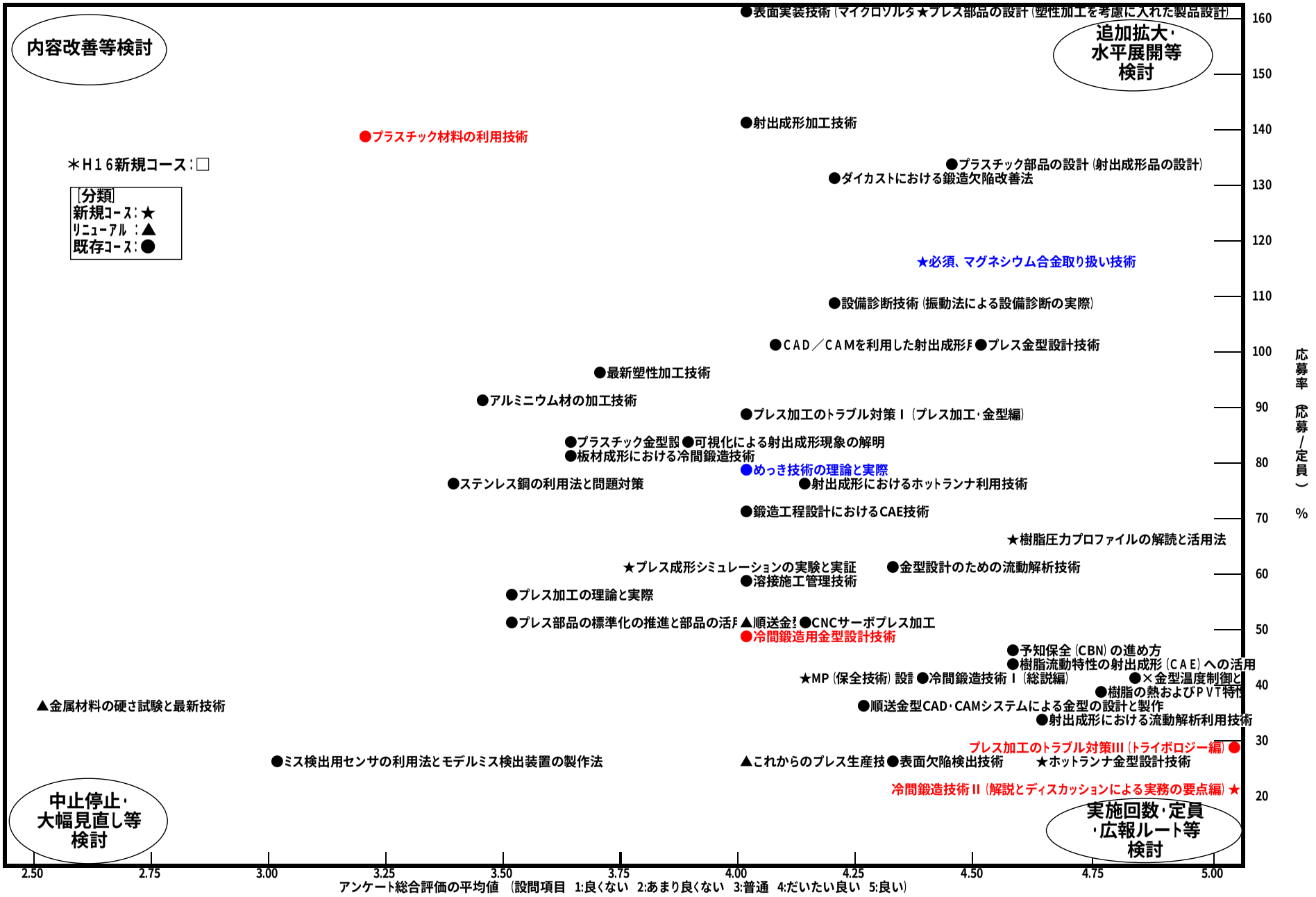

１２グループ　セミナー実施結果散布図（応募率-ｱﾝｹｰﾄ総合評価）
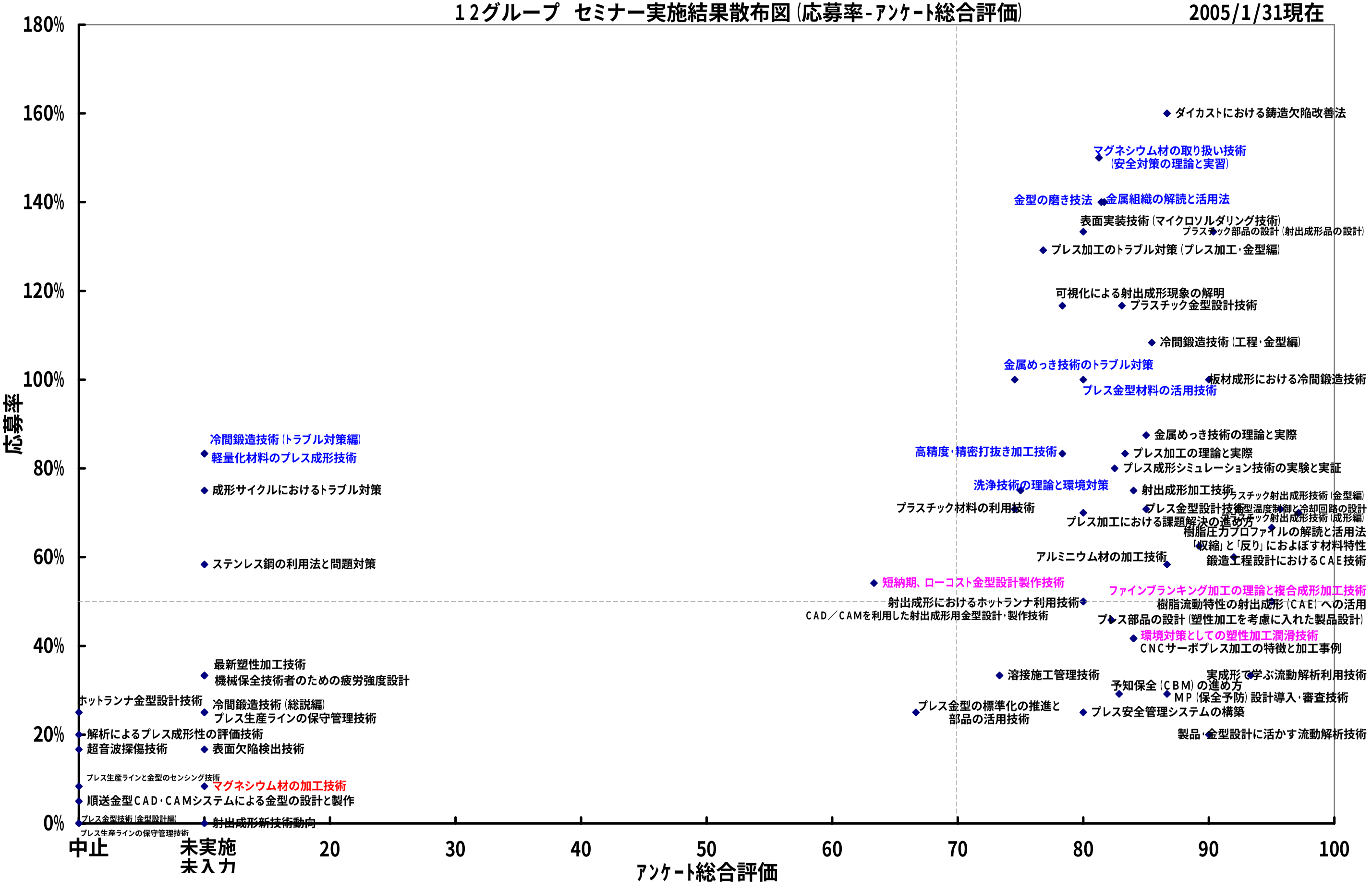
2005/1/31現在